

建設委員会会議録

1 開会年月日

令和7年2月26日(水)

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員(7名)

委員長	名 取 顕 一
副委員長	小 林 れい子
理 事	ほかり 吉 紀
理 事	依 田 翼
理 事	豪 一
理 事	宮 本 伸 一
理 事	品 田 ひでこ

4 欠席委員

理 事	西 村 修
-----	-------

5 委員外議員

議 長	白 石 英 行
副 議 長	田 中 香 澄

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
横 山 尚 人	企画課長

岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
武 藤 充 輝	総務課長
真 下 聡	都市計画課長
前 田 直 哉	地域整備課長
吉 本 眞 二	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
村 田 博 章	みどり公園課長
橋 本 万多良	環境政策課長
有 坂 和 彦	リサイクル清掃課長
高 橋 彬	文京清掃事務所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第70号 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第71号 文京区立公園条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第72号 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第76号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第43号 文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
- 2) 請願受理第44号 解体事業者や建築事業者等において、必要に応じて区に工事車両「通行認定」を申請すること、警察署に「道路使用許可」を取得

することをきめ細かく注意喚起 すること求める請願

- 3) 請願受理第45号 防災の為に区内道路に関する法令の遵守を求める請願
- 4) 請願受理第46号 区の設置・運営する「音を発する施設」に関する、近接住民及び近接図書館・保育園等利用者を対象とするヒアリング調査及び騒音調査の実施を求める請願
- 5) 請願受理第47号 100年先を見据えた都市計画の視点を持ち、公園の適正配置と公平性に最大限配慮した「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりを求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 文京区バリアフリー基本構想の改定について
- 2) 文京区住宅マスター プラン（案）について
- 3) 文京区景観計画の見直しについて
- 4) （仮称）文京区空家等の適正管理に関する条例について
- 5) 区域外における公の施設の設置に関する協議について
- 6) 文京区地球温暖化対策地域推進計画の見直し（案）について
- 7) 第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（案）について
- 8) プラスチック分別回収事業に係る区民周知について
- 9) 小型充電式電池の窓口回収について

午前 9時58分 開会

○名取委員長 おはようございます。時間前ではございますが、全員おそろいですので、建設委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員は西村委員が病氣療養中のため欠席となります。

理事者につきましては、関係理事者に御出席をお願いしております。

成澤区長は、お別れの会に出席のため、午後3時半より欠席となります。

○名取委員長 理事会についてであります。

必要に応じ協議し開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 委員会審査に入る前に、今回、議案第70号、文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案が委員長宛てに提出されております。この取扱いに協議するため、ただいまより理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 それでは、理事会は第2委員会室で開催いたしますので、理事の皆様の御移動をお願いいたします。なお、理事会には都市計画部長及び土木部長も御出席をお願いいたします。

それでは、理事会開催のため、委員会を休憩といたします。

午前 10時00分 休憩

午前 10時04分 再開

○名取委員長 それでは、委員会を再開いたします。

理事会の協議結果を事務局長より御説明いただきます。

佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 それでは、先ほど開かれました理事会の協議結果について御報告申し上げます。

理事会におきましては、議案第70号、文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案の取扱いについて協議がなされました。

修正案の取扱いについてでございます。

初めに、提案会派、日本共産党から、説明者指名の申出を受けまして、説明者は小林れい子副委員長でございます。

次に、議案の審査順序でございますが、議案第70号の審査のときに、区長提出議案、修正案の2件を一括して審査することとし、提案説明は、区長提出議案、修正案の順に行い、態度表明は、修正案、区長提出議案の順に行うこととされました。

また、修正案の提案説明は委員の自席で行うこととされました。

以上が理事会の協議結果でございます。

以上です。

○名取委員長 以上、修正案の取扱いについては、事務局長の説明とおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 そのように決定させていただきます。

○名取委員長 それでは、続きまして、本日の委員会運営についてです。

付託議案審査4件、付託請願審査5件、理事者報告9件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和7年5月の閉会期間中における継続審査について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営いたしたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 本日は議案が4件、請願が5件、報告9件と一般質問が予定されております。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁等を簡潔明瞭に行い、一般質問も併せ含め、午後5時までに終了できるよう、本委員会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○名取委員長 それでは、付託議案審査4件に入ります。

議案第70号、文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例です。

本件は区長提出議案に対し、建設委員会委員より修正案が提出されております。

審議の進め方につきましては、理事会での協議により決定され、先ほどの事務局長からの報告のとおり、区長提出議案、修正案の順で提案理由説明を受け、質疑は一括して行います。

なお、態度表明につきましては、修正案、区長提案議案の順で行うことといたします。

それでは、初めに区長提出議案の提案理由の説明をお願いいたします。

小野土木部長。

○小野土木部長 おはようございます。ただいま議題となりました議案第70号について御説明申し上げます。

議案集はデータ25ページとなりますが、委員会資料第1号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例でございます、第2条に定める占用料を改定するものでございます。

道路の占用料につきましては、従前より3年ごとに行われる固定資産税評価額の評価替えに合わせて翌年に改定してまいりました。令和6年に東京都で固定資産税評価額の評価替えが行われたため、23区では、令和7年4月から占用料を改定することを申し合わせたもので、文京区におきましても、他区と均衡を逸しないように、令和7年4月1日から占用料を改定

するものでございます。

改正単価につきましては、現行条例額を1.2倍した額と、固定資産税評価額から積算した額を比較し、低いほうの額を採用しております。

新旧対照表でアンダーラインをつけた箇所が今回の改定箇所でございます。例えば一番上の第1種電柱は、1本当たり年額1万1,400円を1万2,300円とするものでございます。以下、表のとおりでございます。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、続きまして修正案の提案理由の説明をお願いいたします。

小林副委員長。

○小林副委員長 それでは、修正案の説明をさせていただきます。

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案を提案いたします。

本定例議会では、議案第70号で固定資産税の評価替えに伴い、区道の占用料改定のための改正条例が提案されております。本修正案は、区の財源確保のため、電柱などの道路占用料につきまして、適正な負担を求めるために、さらに引き上げるべきと考え、提案させていただきます。

別表中、法第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件の占用料を、区は現行条例額を1.2倍、または固定資産税評価額から積算した額を比較して低いほうを採用するとありましたが、日本共産党は30%増に修正するものでございます。

道路占用料に関しまして、港区や千代田区は、平成18年度より固定資産税評価額、実勢道路価格に見合ったものにするため、独自の設定に変えています。しかし、固定資産税評価額を基に計算すると乖離が大きいため、激変緩和ということで、上限の1.3倍、上昇幅を年10%という国の通知を参酌し、3年に1度のため、1.1倍の3乗ということで、1.33倍を上限とするという考えの下で設定していますが、固定資産税評価額が上がり過ぎているため、追いつかないのが現状です。

ちなみに、東京都道路占用料では、特別区を1級地と2級地に区別しており、1級地には千代田区、港区を含め8区が指定されており、土地の価格に合わせて占用料も高く設定されているところですが、その中に文京区も入っております。令和6年の地価公示価格を見ると、文京区の住宅地の平均価格は23区中5位と土地が高く、商業地も合わせた全用途の上昇率は

7.6%で3位です。

東京電力やN T Tは、電気料や通話料とは別に、道路を占有することによって建てた電柱等での広告料等を収入として得ており、固定資産税を払っている他の企業との公平性を鑑みても、道路占有料の引上げが法外な額ではないと考えます。

文京区も後ればせながら、平成28年から23区の平均道路価格ではない独自の占有料の設定を行っておりますが、関係機関との粘り強い交渉の末、上限1.3倍の条件を勝ち取ってきた千代田区や港区にならい、30%の増額を提案しているものです。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○名取委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

品田委員。

○品田委員 区側の案の説明で、先ほど部長のほうから、23区は4月からこの申合せでやったということですが、この間の経緯と、ここに至った少しお話しいただけますか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 特別区におきましては、共通基準を用いることとしておりまして、この間、令和6年の固定資産税評価替えに伴って、共通基準に基づき所定の計算式により求めた占有料額を23区の共通として作成しているものでございます。

文京区におきましては、この計算式については共通基準を用いるものの、道路価格につきましては区の独自価格を用いるということとしてまいりました。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。先ほど計算の仕方なども伺いましたんですけども、この1.2倍について妥当と考える理由、根拠など伺いたしたいと思います。また、この国の方針では、上限もあるというふうにお伺いしたんですけども、その点についても伺いたしたいと思います。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1.2倍という数値でございすけども、こちらは過去に国の通達で、前年度の占有料に1.1倍して得た額を当年度の占有料額とするというのがございまして、これを基にして、年度ごとに1.1を乗じていくと、3か年の平均が1.2になることから、特別区としてはこの値を用いているものでございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 上限についてはですか。上限があるというふうにお伺いしたことは、それはいかがでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 特別区の規準では、上限額として、当年、現行条例額の1.2倍を上限とするということを共通の基準としております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 失礼しました。分かりました。理解できました。

区の土地の価格、区によっても少しずつ違うと思うんですけども、この文京区として、この3か年の上昇率といったものを、この辺どのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 この3年間の平均変動率でございますけども、固定資産税評価額の合計を土地の面積の合計で除した単価としておりますが、文京区におきましては、変動率が1.071、7.1%の上昇となっております。

○名取委員長 よろしいですか。ほかには。

依田委員。

○依田委員 すいません、1点だけ確認させてください。今もお話ありましたけれども、2割という上昇率の上限に、今回、当たっているものというのは特に一つもないということでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 物件によっては、計算式により得た額と、1.2倍を乗じた額と比較して、1.2倍のほうが低いものもございます、例えば過去の経緯として、もともと占用料額が低く抑えられていたような物件については、こちらが当たりまして、具体的には工事用の足場など、こういったものにつきましては1.2倍を乗じた値を採用しております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

まずは修正案についての態度表明をお願いいたします。共産党さんが出された案です。

それでは、自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、修正案に対しては反対いたします。理由言いましょうか。

○名取委員長 はい。

○豪一委員 理由は、70号のときと併せて言ってもいい、別々に言ったほうがいい。

○名取委員長 併せて。

○豪一委員 分かりました。70号に合わせて説明しようと思ったんですけど、理由をということなので。

実は、僕は共産党さんの気持ちは分かる。気持ちは分かる。大体不動産の今、取引も軒並み上がっていますし、取れるときに取ったほうがいいという考え方は正しいと思うんですよ。区の歳入が増えるわけですから。ただ、今理事者が、説明がよく分かったように、ある程度ルールがある中でやっているというところですから、まずそれに従った上で、今後機会があれば、財源となるわけですから、今後の課題として少し前向きに考えてもらえればいいんじゃないかなというところでございます。こんな説明でよろしいでしょうか。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 特別区道ということで、逆のパターンですけど、区側の説明を聞いて、電柱だけでなく、いろんな看板だとか、2ページ目、3ページ目にあるように、乗じている数も違っているわけで、適切に他区との共存といいますか、申合せといいますか、で共通の基準で計算したという話を先に説明をいただきました。そちらのほうが適正かなというふうに思いますので、プラス30%アップは、電柱についてはインフラの整備でもありますので、大きく上げることによって、また電気代とかに跳ね返る可能性もありますので、修正案については反対をいたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどの理事者の方の説明で、3年の平均で1.2倍ということでした。23区の基準でそのようにしているということで、また、文京区土地のこの3年間の上昇率も1.071倍ということでありましたので、区長議案のほうに賛成するほうがいいのではないかなと思っていますので、特にここからさらにプラスする必要はないかと思っていますので、公明党としては、修正案には反対をいたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 先ほどからも御説明ありましたように、23区の中で平均の道路価格を使用して占用料算定している区もある一方で、文京区としては独自の道路価格を使っていて、その点では既に高額な占用料を徴収しているというふうに理解しております。当然その道路の占用料を払っているインフラの企業は、どれも大企業ではあるんですけども、彼らとしても、ま

だ占用料が高いからといって、そのインフラをやめるというわけにもいかないですし、その選択肢がない中で取れるところから取ればいいというふうには思っておりません。

あと、各区が好き勝手にそうやって高額な占用料を取らないように、23区としても上昇率を抑えるという取決めをしているということでもありますので、その考えは尊重したいと思います。今回一部のものが上限に当たっているということではありますけれども、まだまだ一部にすぎないということで、これが、多くがもう上限に当たっているようであればまた再考の余地はあるのかもしれませんが。

ということで、従って文京区議会都民ファーストの会は、この議案70号修正案には反対いたします。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 文京根っこの会、修正案のほうには反対です。皆さんおっしゃっていたように、取れば取ったほうがいいというのはもちろんそうなんですけども、他区と申合せをしているという背景もありますので、修正案のほうには反対させていただきます。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 修正案を今回提案するに当たりまして、他区の状況を平成18年度から、過去の議事録も含めて詳細に研究いたしました。もともと文京区も固定資産税、土地が高いということで、商業地にしてみれば、港区や千代田区、それよりは低いですが、住宅地の土地はとても高く、高い固定資産税を払っているということが分かりました。また、上昇率は今、豪一委員もおっしゃったとおり、すごく上がっているという状況があります。

そして、先ほど品田委員がおっしゃられた、電気代に跳ね返るというような議論も千代田区などでされていたんですけども、電気代には跳ね返らないということも確認しております。

そして、日本共産党としては、法人・住民税の一部国税化や、地方消費税の算定基準の見直し、そしてふるさと納税の流出額の影響も増大しており、自主財源の確保は喫緊の課題だと考えております。その対策の一環として、道路占用料の適正な負担を求め、1.3倍の引上げを行えば、2億1,895万7,000円の歳入増になるため、日本共産党は修正案に賛成いたします。

○名取委員長 それでは、審査結果を申し上げます。

議案第70号に対する修正案ですが、賛成1、反対5、原案を否決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第70号、文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の区側の提案のほうの態度表明をお願いいたします。

根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、議案第70号、区長提出議案、賛成いたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 文京区議会都民ファーストの会は議案第70号を賛成いたします。固定資産税の評価替えに伴うということで納得できるものだと思っております。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 公明党も70号に賛成です。算出根拠についても先ほどの説明でよく分かりました。妥当と考えます。賛成でございます。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 区側の70号については賛成をいたします。先ほどからの議論で妥当と考えます。

○名取委員長 自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案第70号、賛成いたします。ただ、行政の方に、この特別区の何かそういう会合、道路使用料の何かそういう会合を話すような機会があったら、確かに地価もこれだけ高騰しているし、これは23区どこでも、伸び率は多少自治体によって差があるかもしれませんが、全体的に上がっていますから、伸び率も1.1倍ずつというのを、周りの自治体がどう考えているかというヒアリングをしてみて、もし、チャンスがあったら、少し値上げみたいな提案ぐらいはしてもいいんじゃないかなと思いましたので、ぜひそういう機会があったら取り入れていただきたいと思います。以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 道路占用料を固定資産税の評価替えに伴って引き上げることについての異論はありません。議案第70号、日本共産党は賛成いたします。

○名取委員長 それでは、議案第70号区長提出議案についての審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対0、よって原案を可決すべきものと決します。

それでは、続きまして、議案第71号、文京区立公園条例の一部を改正する条例です。

提案理由の説明をお願いいたします。

小野土木部長。

○小野土木部長 ただいま議題とされました議案第71号、文京区立公園条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。議案集はデータ33ページとなりますが、委員会資

料第2号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、指定管理者が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、占用料の改定等を行い、規定を整備するため提案するものでございます。

主な改正内容の1点目は、区立肥後細川庭園の管理主体の変更に伴い、必要となる集会室等の利用料金の徴収に関する規定の整備、2点目は、3年ごとに行われる固定資産税評価額の評価替えに伴う区立公園占用料の改定、3点目は、区立礪川公園に設ける保育施設の設置が終了したことから、関連する規定を整理するものでございます。

新旧対照表でアンダーラインをつけた箇所が今回の改定箇所でございます。

第10条の2は、礪川公園に関する条文の削除。第17条から第34条まで及び別表5については、肥後細川庭園に関する規定の整備、別表第1及び第3については、占用料の額の改定に関する部分となっております。

占用料の額の改定単価につきましては、現行額を1.2倍した額と固定資産税評価額を基に積算した額を比較し、低いほうの額を採用しており、表に記載のとおりでございます。

なお、当区が独自に設定している教育の森公園における少年野球、ゲートボールの占用料につきましては、青少年の健全育成等のため据置きとしております。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑のある方。よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案71号を賛成いたします。久々に直営じゃなくなるということで、いろいろの運用等、1年間しっかりと見守ってまいりたいと思います。以上です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 礪川公園については、保育所の専用ということで、本当にありがとうございました。少し保育園の待機児対策にもつながったというふうに思いますし、肥後細川庭園については、また、民間の指定管理者ということで期待をして、いろんなイベント等も期待をしているところです。この間も何かテレビで細川庭園なんかを通して、多分使用料を取ったんだろうなというふうに、何かロケがあったのをちょっと見させていただいて、何か自分の文京区の細川庭園が映ったりすると、こっちまで紹介されてうれしい気持ちになって、いい公園

を皆さんにアピールしてほしいなというふうに思いました。

先ほどからの料金の改定について納得しているものですので、賛成をいたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回の条例改正については、礪川公園から春日臨時保育所がなくなったこと、また、区立肥後細川庭園の管理が指定管理者になること、そしてまた、先ほどの条例と同じく占用料の改定というふうに理解しております。占用料の改定については、計算の根拠も妥当と思いますので、公明党は71号に賛成です。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 今回の条例の改正、その施設の改廃とか、指定管理者の選任に伴う実情に合わせた変更ということですので、文京区議会都民ファーストの会は議案第71号、賛成いたします。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、議案第71号、賛成いたします。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 議案第71号につきまして、議案第70号と同じく、固定資産税の評価替えに伴う料金の改定については、異論はありません。また、受益者が区民等である少年野球やゲートボールについて据置きもされとのことで、日本共産党は賛成いたします。ただし、肥後細川庭園については、直営と指定管理の比較検証を要望したいと思います。

○名取委員長 それでは、議案第71号の審査結果を報告いたします。

賛成6、反対0、よって原案を可決すべきものと決します。

それでは、続きまして、議案第72号、文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

小野土木部長。

○小野土木部長 ただいま議題とされました議案第72号、文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案集はデータ39ページとなりますが、委員会資料第3号、新旧対照表を御覧ください。

本案は、3年ごとに行われる固定資産税評価額の評価替えに合わせて、区立本郷給水所公苑の占用料を改定するため提案するものでございます。新旧対照表でアンダーラインをつけた箇所が今回の改正箇所でございます。

改定単価は、現行額を1.2倍した額と固定資産税評価額を基に算出した額を比較し、低い

ほうの額を採用しており、2ページに記載のとおりです。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○名取委員長 それでは、御質疑のある方。

小林副委員長。

○小林副委員長 こちらのほうの料金のところに書いてあります公衆電話についてお伺いしたいんですけども、公衆電話は今はないそうですけれども、工事のための一時撤去なのか、今後もないままなのか、伺います。災害時に使える公園の公衆電話なので、撤去しないほしいという声も聞かれますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 本郷給水所の公衆電話の過去の占用の状況を確認したんですけども、平成19年まで遡れる範囲で確認したところ、占用した記録はございませんで、それ以前の設置があったかどうかというところは不明なんですけれども、恐らくそういう単価を設定して設置していた可能性はあるんですが、現状、今行っている工事のために撤去したということではないという状況でございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。こちらのほうの改定の表に公衆電話所というのは入れたままにしておくことでよろしいでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 公衆電話の設置は、通信事業者が設置をするしないを判断するということになるかと思いますが、区としましては、公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として社会に認められているものでございますので、今後その事業者が設置したいという、必要と判断されたときに対応できるようには単価を残しておきたいというふうに考えております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、議案第72号、賛成いたします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 文京区議会都民ファーストの会は、議案第72号、賛成いたします。

1点だけなんですけども、この別表のところにあるロケーションという言葉なんですけども、これだけ、これは動画の撮影であるというふうに聞いてはいるんですけども、その上段の写真撮影のための臨時的な占用という言葉に対して、非常に曖昧な用語で、法律に書かれている言葉とは思えないなというがあるので、何かこれ、ほかの区等々とも何か取決めがあってこういう表現にしているというふうには聞いたんですけども、ぜひ何かの機会にはこういう、何かもうちょっとクリアな表現に変えていただけたらいいなというふうに要望いたします。以上です。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 72号については、先ほどと同様、占用料の変更と理解しています。計算根拠も妥当と思います。公明党、72号に賛成です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 まず、72号は賛成をいたします。とてもいい公園ですよ。これからバラがきれいに咲き誇って、そして子どもたちもあそこでたくさん遊んで、ちょっと自然もあったりして、とてもいい公園ですので、ぜひ、占用をして子どもたちが使えないようなことがないように、その辺は十分考えていただいて。ただ、いい公園なので、PRはしていただきたいというふうに思いますので、そのことだけ申し上げておきます。

○名取委員長 自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案72号、賛成です。品田委員も言いましたが、バラ園はとてかわいらしくて、文京区の中でも少ない西洋的な庭園でもあるから、あと占用時間も1時間以内と短いので、逆に僕なんかどんどんきれいなバラを宣伝して、もうちょっと力を入れて、どんどん貸して、収入がせっかくだから上がるといいなと思っております。頑張ってください。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 議案第72号につきましても、これまでと同様の理由で日本共産党は賛成いたします。

公衆電話がなくなっていくというのが、全くなくなってしまうというのはすごく困りますので、区としてもNTTさんのほうにお願いしていただきたいなというふうに要望いたします。

○名取委員長 それでは、議案第72号、文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例ですが、審査結果につきましては、賛成6、反対0、よって原案を可決すべきものと決めます。

続きまして、議案第76号、区域外における公の施設の設置に関する協議について。

こちらは報告事項5「区域外における公の施設の設置に関する協議について」がこの議案に関連いたしますので、先にその報告を受けることとし、その後、議案第76号の提案理由の説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項5の説明をお願いいたします。

橋本管理課長。

○橋本管理課長 それでは、資料第8号「区域外における公の施設の設置に関する協議について」を御覧ください。

1、概要は、令和6年11月に、豊島区長から、公の施設の区域外設置に関する協議として、文京区の区域に豊島区道の一部を設置することの協議があったもので、本協議は、道路の一体的管理を目的とするものであることから、区として異存がないことを回答するものであります。

2、協議内容は、区域外に設置する道路施設として、文京区大塚4丁目12番1から12番5までの一部及び107番の面積283.67平方メートルを豊島区道とするもので、施設の設置及び維持管理に関する経費は豊島区が負担するものでございます。

3、位置図は資料のとおりで、斜線部分が該当箇所となります。

4、経緯は、豊島区が管理する豊島区道を今後都市計画道路として拡幅整備する予定であり、その範囲に文京区の区域があることから協議があったもので、この協議は、地方自治法の規定により議会の議決を経るものとなっております。

御説明は以上でございます。

○名取委員長 次に、議案第76号の提案理由の説明をお願いいたします。

小野土木部長。

○小野土木部長 ただいま議題とされました議案第76号、区域外における公の施設の設置に関する協議についての提案理由を御説明申し上げます。議案集データの49ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第244条の3第1項の規定により、豊島区が管理する公の施設を本区の区域内に設置することについて協議するものでございます。協議の内容でございますが、公の施設の名称は、特別区道31-1180、設置場所は、文京区大塚4丁目12番1から5までの一部及び107番。面積は283.67平方メートルでございます。公の施設の設置及び維持管理に関する経費は豊島区が負担するものでございます。

なお、本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは、御質疑のある方。よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 今回の補助第80号拡幅範囲に入っている文京区の土地所有者の意向は、区として確認しているのかということと、豊島区に進めてくださいということを文京区議会で決めてしまって、後々問題が起きないかどうかを確認させてください。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 こちらの範囲に含まれる土地所有者と個別の意向確認というものは、文京区において行っておりません。ただ、豊島区において、令和5年度から事業化に向けた準備を行っている中で、説明会であるとか、対面の機会というものがあったというふうには聞いております。

また、今回の協議に基づきまして、今後の問題ということについては、もともとこちらの都市計画決定があったものを今後、都市計画道路として事業化を目指すということでございますので、元の計画に基づくことであることから、土地所有者に関しては特段の問題というものは、今後、豊島区と土地所有者の中での協議によって、問題がもしあるとしたら解決を図っていくものと考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 私のほうは最近、所有者のお一人とお話しすることができまして、豊島区の説明会にも参加されて、道路の拡幅についても承知されているということを確認したんですけども、道路をセットバックしなきゃいけないんじゃないかなと思われるほかの方々については、私のほうでも分かりませんでした。ちょっと不安になったんですけども。

豊島区で開催された説明会等についての情報共有はされておられるのかどうか。その際にそうやって文京区の方も参加されたりしているので、何か意見があったとか、そういう情報共有のほうはされていますでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 豊島区とは今回の協議に当たりまして様々情報共有などを行っているところでありまして。過去に豊島区が行った説明会の中でも、文京区に関してどう連携していくのかという質問があったものに対して、豊島区としては、文京区と連携しながら進めていきますと回答したとかというようなことは豊島区から聞いているところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

○小林副委員長 はい。

○名取委員長 それでは、議案第76号についての態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、議案第76号、賛成いたします。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 私もこの4件気になりましたけど、いろいろ確認させていただきましたので、豊島区にお任せというだけではなくて、しっかりと見守っていただきたいと思います。

76号については、賛成をいたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 豊島区との隣接する部分について、一部、道路の一体的な管理が必要ということ
で理解しています。公明党は76号に賛成です。地域の住民の皆様の不安を払拭していただ
けるよう、豊島区としっかり連携を取っていただきたいと思います。よろしくお願
いいたしま
す。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 このエリア、反対側の国道部分も含めて拡幅に関しては急務であるというふう
に
思っております。文京区議会都民ファーストの会は、議案第76号に賛成いたします。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、議案第76号賛成いたします。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 議案第76号、日本共産党は賛成いたしますが、区の責任としても文京区民の
土地所有者の方に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

○名取委員長 それでは、議案第76号、区域外における公の施設の設置に関する協議について
の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対0、よって原案を可決すべきものと決します。

○名取委員長 続きまして、付託請願審査5件に入ります。

初めに、請願受理第43号、文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実
現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請
願であります。

請願文書表のデータ20ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第43号
 - ・件 名 文京区のまちづくりの定義を明確にし、真の「区民参画」の実現に道を拓く「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
 みんなでみんなのまちづくり
 代 表 屋和田 珠 里
 - ・紹 介 議 員 千 田 恵美子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会
 - ・請 願 理 由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。「まちづくり活動の支援策」があるとはいえ、「推進要綱」や「コンサルタントの派遣」、一般的な「協議会への支援」しかなく、世田谷、練馬、目黒区のようなまちづくり支援策を充実している自治体と比べると総じて遅れており、支援内容も限られているように映ります。一方、区全体を見渡すと、建築紛争自体の件数は少なくなっているかもしれませんが、区立学校や図書館の建て替えや、公園再整備を巡っては、「子どもや若者を含め広く住民意見を聴く仕組みが制度として整っていない」「住民参加が形式だけで実質的な参加・参画が蔑ろにされている」「区と区民のみならず、子どもや若者を含めた地域住民の間における情報共有のあり方や理解に偏りや濃淡がある」等の声があちらこちらで上がっています。

文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は子どもや若者を含むすべての地域住民に開かれたまちづくりをサポートする役割を担います。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調査・研究し、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくることが区民の最善の利益に適います。また、この基本条例は地元・地域の区民のまちづくりに関する提案を全庁的に検討する

スキーム（広く意見や要望等を集約し、まちづくり行政に生かす仕組み）のあり方も含みます。「協働・協治」の理念に則り、専門家や区民による検討を十分に行いまちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例を目指すものです。

国内外ではまちづくりの手法として、子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような「パブリック・インボルブメント（P I）」や、フランスでは都市計画やまちづくりにおける「コンセルタシオン」の手法が効果を上げていると伝えられています。

現状の制度や仕組みをさらに発展させ、先に挙げた自治体並みに支援策を充実させながら、条例制定を通じ、まちづくり行政上のステップのハードルを下げるとともに、きめ細かく丁寧に整える（区民の意見・要望を集約・反映しやすく、参加・参画しやすくすることを含む）検討をするために、まずは調査・研究してください。

また、この基本条例は区に置いて喫緊の課題が持ち上がってきた時にすぐ整えられるものではなく多様なステークホルダーの意見を聴きながら時間をかけて熟議する必要があることから、地道に手法や仕組みの調査・研究を積み重ねるべく区に働きかけていただきたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 子どもや若者を含めた幅広い地域住民が構想段階から参加・参画できるような仕組みを整えるため、「文の京」の新たなまちづくりの手法を調査・研究してください。
- 2 まちづくりや公共施設の再整備等において、子どもや若者を含めて幅広く区民の意見を聴くとともに、声を上げてない区民の声をどうやって把握していくかの手法や、構想着手前の早い段階から区民への情報提供と対話の場を設け、区民が十分に情報共有し、また意見や要望が取り入れられるような手法などを調査・研究してください。
- 3 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、上記1～2における手法の調査・研究を踏まえ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の有効性について検討してください。

.....
○名取委員長 この請願は「文の京」の新たなまちづくりの手法について幅広く区民の声を聴

くとともに、声を上げていない区民の声を把握する手法について、区民に十分に情報共有するとともに、意見・要望が取り入れられる手法についてそれぞれ調査・研究すること。また、そういった調査・研究を踏まえた上で、令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の有効性について検討すること。以上を区に求めるものであります。

それでは、質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

それでは、自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願文書の第43号ですね。請願事項の1項、2項、3項ともに不採択にいたします。

理由としましては、既に私の知る限り、文京区はいろいろなまちづくりだとかするとき、住民の声を聴いたり、ワークショップを開いたりしていると思います。その上で建設委員会でも話し合い、都市計画に関しては都市計画審議会で審議しているというふうに理解しております。

また、子どもの声を若者も含めて幅広くという意味でも、パブリックコメントを取っていますし、採用されるかされないかというのは、また多様な意見がありますから、当然多様な意見で採用されなかった意見も、行政にはしっかりとした記録として残っていると。その中で、行政の意向もありますし、議会での、その中の慎重な審議というのもございます。そういうものを経て、請願者のまちづくりというのはされているということを考えますと、1項、2項、3項ともに、今、既にこれはやっていることなのではないかと思いましたので、不採択となりました。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 毎回御熱心にまちづくりについて御お願いいただいて感謝いたします。

AGORAで協議をいたしまして、請願事項の1については、前回も手法について調査・研究してくださいということで、昨年できた都市マスタープランの中にも、多様な手法の連携ということで、いろんな形でまちづくりを実現していこうという手法については書かれていますので、1項については採択をさせて、2項3項につきましては、今申し上げたように、都市マスタープランが昨年できて、この中でいろいろ区民の意見も取り入れて、議会でも検討した上でプランができていますし、これから、後でありますけど住宅マスタープランも含めて、いろんなプランで区民の声を聴いているというふうに思いますので、2項3項については不採択とさせていただきます。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 請願43号につきまして、まず1項2項につきましては、これまでも区としても、区民参画の様々な手法を検討して導入してきていると思います。また、今後は、子どもや若者に聴く、そうした取組も既にスタートしておりまして、できるところから実施をさせていただいておりますし、また、多様な意見聴取の方法も検討しているというふうに思いますし、会派としても求めているところがございます。つきまして、この1項2項については不採択とさせていただきたいと思います。

3につきましては、まちづくりについての定義、基本理念については、総合戦略、また都市マスタープランなどで明記してありまして、また具体的な施策につきましては、総合戦略で課題を抽出して、個別計画で施策の充実に取り組んでいるというところで理解しておりますので、不採択とさせていただきたいと思います。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 請願1項2項に関しては、これまでも区としては相当程度努力をしてきているというふうに認識しております。また、引き続き努力していただければと思いますけれども、この請願第43号の1項2項に関しては不採択とさせていただきます。

また、3に関しては、まちづくりに関して、個別具体的な規制または規制緩和は様々な必要だと思っておりますけれども、包括的な条例をつくる必要性というのは現時点で感じておりませんので、不採択とさせていただきます。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 請願第43号、根っこの会、意見を聴くという意味では、区のほうも、ただの説明会ではなくて、ワークショップとか意見を交換するような形での開催というのも順次、やり方を変えながらやっていただいていますので、引き続きその手法でやっていただければ問題ないと思いますので、根っこの会、1項から3項、不採択とさせていただきます。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 請願理由でも取り上げられている図書館の建て替えや公園再整備に当たり、竹早公園、小石川図書館一体的整備のワークショップについて、区はさらに十分な調査や検証を行った上で、丁寧な説明が必要と認識しており、そのため、来月に予定していた区民ミーティングについては一旦見送ることとし、課題等について改めて整理していくと発表しているとおりの、区民への情報提供や、子どもや若者を含めた住民参画の仕方について試行錯誤をしておられることは理解しております。

しかしながら、これまで議論されてきましたまちづくり基本条例の検討を求める請願で、区は、住民参画の仕組みはある、よって条例は必要ないと主張されておられますが、請願者が言うように、区民にとって不十分だったということが逆に証明された形でもあり、合意形成できず、ワークショップを中止せざるを得なかったのが現実ではないでしょうか。

また、1月の都市計画審議会において、委員の方からまちづくりに熱意のある区民に対して、区の情報提供の仕方に課題があるという趣旨の発言もありました。文京区には自治基本条例があり、住民参画が保障されていますが、区の自治基本条例は理念型です。先ほど申し上げましたように、いまだまちづくりのための住民参画は不十分であり、その実現を促すまちづくり基本条例をつくってほしい、住民参画のための様々な手法の調査・研究をとおっしゃる請願者の主張に納得するものであります。

よって、請願第43号の請願事項1から3につきまして、共産党は採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理43号につきまして、審査結果を御報告いたします。

請願事項1項につきましては、採択2、不採択4、よって不採択と決します。

請願事項2項、3項につきましては、採択1、不採択5、よって請願事項2項、3項につきまして、不採択と決します。

続きまして、請願受理第44号、解体業者や建築事業者等において、必要に応じて区に工事車両の「通行認定」を申請すること、警察署に「道路使用許可」を取得することをきめ細かく注意喚起することを求める請願であります。請願文書表のデータ22ページを御覧ください。

-
- | | | |
|------------|--|------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和7年2月5日 | 第44号 |
| ・件名 | 解体業者や建築事業者等において、必要に応じて区に工事車両の「通行認定」を申請すること、警察署に「道路使用許可」を取得することをきめ細かく注意喚起することを求める請願 | |
| ・請願者 | 文京区千石四丁目35番16号
みんなでみんなのまちづくり
代表 屋和田 珠 里 | |
| ・紹介議員 | 千 田 恵美子 | |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 建設委員会 | |
| ・請願理由 | | |

文京区千石4丁目ではマンション建設を巡り、新たな建築紛争が再び起きています。既存建物の解体事業者、マンション建築事業者の双方において、警察署から「道路使用許可」を取らずにナンバーのないキャタピラー自走式重機を区道で走らせて富阪警察署の警察官が出勤する事態になったほか、区に「通行認定」せずに大型工事車両で周辺区道を縦横無尽に走らせ、地元区民が区に何度も通報する事態が昨年末に起きました。

道路法では「車両の制限（一般的制限値）」が定められ、この「制限」を超えない車両であっても、道路の幅員が狭く、車両の幅が広い場合などは通行制限が生じる場合があります。工事車両がこうした狭い区道を通行する場合、車両制限令第5～7、12条に基づき、道路管理者である区から「通行認定」を受ける必要があります。

こうしたトラブルは「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」の適用物件であるか否かを問わず区内のどこでも起き得ます。

例えば、練馬区は区のHPに「車両の通行認定・特殊車両の通行許可」の頁を設け、注意事項等を詳しく載せています（注1）。文京区においても、必要に応じ確実に工事車両が「通行認定」を申請し、「道路使用許可」を得て走行するようきめ細かく注意喚起し、説明するよう区長に働きかけていただきたく貴議会にお願いいたします。

注1）練馬区のHPには「車両の通行認定」の頁に「『道路法に基づく車両の制限（一般的制限値）』を超えない車両であっても、道路の幅員と車両の幅との関係によって通行の制限が生じることがあります。それらの道路をやむを得ず通行する場合は、道路管理者から「通行認定」を受ける必要があります。練馬区が管理する道路の通行認定申請は、土木部管理課道路台帳係に申請してください」と記載しているほか、「注意事項」や「申請方法」「通行認定に必要な書類」等について詳しく説明しています。

・ 請願事項

- 1 文京区においてもHPで、「車両の通行認定」や「道路使用許可」に関する頁を設けるなど、事業者に広く注意喚起するとともに、区民もこうした制度、仕組みがあることを理解できるような工夫を検討してください。
- 2 建築指導課や住環境課の窓口においても、必要に応じて必ず「道路使用許可」を得ること、「通行認定」申請することを促す案内や冊子等を置くようにしてください。

○名取委員長 この請願は車両の「通行認定」や「道路使用許可」に関し、事業者に広く注意

喚起するとともに、区民が理解できるような工夫をすること。また、区の窓口に必要な応じ、必ず「道路使用許可」を得ることや「通行認定」を申請することを促す案内や冊子等を置くこと。以上を区に求めるものであります。

それでは、御質疑のある方。

宮本委員。

○宮本委員 請願44号についてでございますが、まず1項目のところに、車両の「通行認定」や「道路使用許可」についてのお話がありまして、こうしたことに関する周知など、どのように現在取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

また、2項のほうでは、案内や冊子などあるのかというふうに言われていますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 通行認定の申請につきましては、実態として建築工事で使用する車両の申請となっていることから、これまではホームページでの広報などは行っておりませんでしたけれども、昨年の12月ぐらいから、事業者において、工事の現場責任者から下請事業者等に対して、「通行認定」に係る伝達が十分と思われない事例もあったことから、広報に関する検討を行いまして、ホームページに掲載することを1月から準備を行い、2月に掲載を始めたところでございます。

また、窓口におきましては、ホームページの掲載内容をまとめたチラシを作成しており、必要な応じて配布するように始めたところでございます。

なお、「道路使用許可」につきましては、警察が申請窓口となっていることから、区のホームページに掲載はしておりませんが、事業者との手続を通じまして、必要な応じ案内を行っております。

○名取委員長 よろしいですか。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。まず、その請願の理由のところに書かれている紛争の事実関係について、区として把握されているのかということをお聞きしたいと思います。このとおりで間違いはないでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 こちらの内容につきましては、記載にあるとおり、区にも御連絡をいただいております。その御連絡に基づいて、警察等とも連携しながら対応を行ったことがござい

ました。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。私は、この事例に限らず、ほかの事例でも、確かに工事車両が道路を勝手に使っているというようなことでクレームを、その話を伺ったことはございます。先ほども課長がおっしゃっていたように、下請の業者にちゃんといろいろ周知徹底がされていなかったような事例があるというように伺ったんですけども、実際そのようなトラブルとか、区に対する苦情みたいなものはそれなりに来てはいるんでしょうか。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 電話での問合せにつきましては、その数を、統計を取っているわけではございませんけれども、区民の皆様にとって、御自分の生活環境に関わる問題についての御連絡をいただくことはございます。

○名取委員長 よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 最近、私の住んでいる小日向でも建設ラッシュで、狭い一方通行の道を工事車両が行き来していて、朝早くからパーキングが一杯になったりしているような状態で、工事現場では外国人労働者の方も多く見受けられます。そして、外国人労働者の方に限らないんですけども、作業員の路上喫煙やたばこのポイ捨てへの苦情や相談を受けることも度々あります。

そして今回の請願のケースでは、私も話を伺っているんですけども、狭い道を曲がり切れなかったダンプが八百屋の商品棚にぶつかったりするなどのトラブルが起きていたと聞いており、現場の作業員たちに「通行認定」や「道路使用許可」に関する認識はなく、事業主ですら、警察から「道路使用許可」を得ているけれども、不忍通りまでの自走させた全ての許可ではなかったとのことで、道路法にも違反した状態だったということです。

どうしてこういう工事車両の通行でのトラブルが起きるのかということと、「通行認定」を申請することや、「道路使用許可」を取得しなければいけないことは、そもそも建設業に携わっている以上、皆さん知っておられると思うんですけども、事業者にどういうふうに周知がなされているのか。また、現場への周知徹底、先ほど12月からそういう事例、下請のほうへの周知徹底がなっていなかったため、解消していく手だてを取り始めたということは何だったんですけども、今後そういうことに対して、ホームページの掲載だけでいいのか、どうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 建築工事で使用する車両に関しては、様々な車両が用いられているところでもありますけども、特殊車両といいまして、一般的な制限値を上回るような車両については、これは特殊車両の「通行許可」ということで、一つ制度がございます。こちらについては、その車両が通る道路全てについて行うものになっておりますので、基本的には国道であるとか、都道であるとか、そういったものを通ってくることから、文京区だけで対応しているものではないということでございます。

一方、「通行認定」に関しては、区に申請いただくことがございますので、特殊車両通行許可、あるいは「通行認定」において、事業者の方と、申請を受けながら手続をしていく中では、制度についての理解、また現場のスタッフの皆さんにもきちんとその内容が伝わるようにというような指導を、これまでもやっているところでございますし、今後も、こちらホームページの掲載も一つの契機としまして、そこは徹底していきたいと考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 この申請とか手続に関して、区だけではなくて、もともと都とか警察とかに届出をしなければいけないということで、区はどっちかといったら関わりがないことが多い可能性もありますし、また、80平米以下とか、リフォームレベルの工事の場合は許可も要らないというふうに伺っているんですけども、そうした人たちへの周知も今後徹底していただきたいなというふうに思っております。

ホームページ、それを、そういう違反を少なくするためには、区民の皆さんもそういうことを、特に小日向なんかは狭い道路が多いので、敏感に知って、そういう事情というか、申請をしなければいけないとか、こういう車両は通ってはいけないとか、こういう車両が通るときには許可をもらっているはずだとか、そういったことをぜひ周知していただきたいと思っております。

私も、この請願に書いてあった練馬区のホームページを見て、分かりやすいなと思っていた後で、この請願が出された後で、文京区のほうもいよいよホームページでも紹介してくださったのは、今回請願もきっかけになったのかなと感謝しているところではあるんですけども、一般区民にしてみたら、練馬区のほうが分かりやすいなというような感想を私も確認して思いましたので、ぜひ今後、区民の方も、下請の方も、皆さん周知というか、皆さんに知っていただけるような工夫とかをぜひしていただきたいというふうに思います。

○名取委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 区としましては、「通行認定」等の手続の際に、事業者に対して理解を徹底していくということが一つございますし、また、日頃、道路観察という業務の中で区道のパトロールなども行っておりますので、そういった中で事例を把握した際には是正を行うというような取組も行っております。

こういったことを踏まえて、警察とも連携をしながら、引き続き道路の適正使用に対する取組を行っていきたいと考えております。

○名取委員長 よろしいですか。それでは、請願受理第44号についての態度表明をお願いいたします。

根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、請願第44号1項2項ともに不採択とさせていただきます。注意の喚起を徹底するというのはもちろんのことなんですけども、この通行許可とか早朝の通行とか、今、小林委員からも小日向の狭い道路にというのがあったんですけども、西片の狭い道も、誠之小学校を工事しているときに、通行許可を取っていない車が入ってきたりとか、あそこは登校時間、車両が居住人以外は入れなくなるんですけど。

工事している以上、物を運んで下ろしてというのは絶対に必要で、学校と現場の方と協議して、通学時間に入る前にトラックをつけて荷物を下ろして、通学時間にはトラックが通学路に入らないようにしますとか、そういう、その都度の現場とのコミュニケーションをどう周りの住民の方とか施設が取るかということのほうがより重要なかなとは思っていますので、この1項2項については、ホームページにも掲載し始めていただいているということもありますし、これは不採択とさせていただきます。

ただ、この解体現場というのが、見ていても最近外国人の方だけで解体作業をしていて、実際、ちょっと何か言いたいことがあって話しかけても、コミュニケーションが取れない人という現場が、解体に関して特に多いと思うので、そこに関しては解体業者さんには必ず日本語対応ができる人間を現場に置くようにとかという指導というのはこれから必要になるんじゃないかなと思います。それは要望としてお伝えしておきます。以上です。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 今回請願については、法律で定められていることについて注意喚起を区としてもしてほしいという具体的な要望でして、内容については理解できるものだと思っております。もちろんカテゴリーによって管轄の官庁が変わってくるとは思うんですけども、ただ、今回の要望は区としての負担も大きくないのではないかなというふうに思っております。

先ほど説明がありましたように、一部の内容は既に実現しているということなんですけれども、そうでない部分もありますので、文京区議会都民ファーストの会としては、この請願第44項、1項2項とも採択とさせていただきます。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどお伺いして、1については、昨年来現場のほうに不徹底な事例もあったということで、ホームページの掲載を始めたということでございました。また、2項についても窓口での冊子なども置いているということでございましたので、44号1項2項ともに不採択としたいと思います。引き続き、工事現場の安全確保については、区としてできることを事業者さんにしっかり周知徹底を行って、必要な対応を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 AGORAも1項2項について、それぞれホームページや窓口対応等、確認をさせていただいています。区も頑張っていらっしゃるということで、1項2項とも不採択です。

ただ、今お話があったように、建設現場は今、文京区、建設ラッシュまで行かないけど、結構あって、皆さん、お互いさまのところもあるんですよね。自分のところで建てるときもあるので、別に言わないとかということではないんですけども、パトロールを強化していただいて、また、建設業者に対しては徹底していただくようお願いいたします。

○名取委員長 自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願文書第44号1項2項ともに不採択にいたします。

ホームページと現地に行きましたが、チラシも置いてあったし、ホームページにも記載してあるということで、これは不採択なんですけれども、気持ちは分かりますよ。私も千駄木で4階建てのマンション解体現場で、不忍通りUターンしちゃいけないのにUターンしているダンプカーがあって、しかも一方通行を許可なくバックなんだけど、逆走して入っているんで、しかも8時半という通学時間にかかる時間だったので、僕はどなりつけて、施主に電話しました。施主がすぐに是正させますと言うんで、その場で許しましたけども。

これが文京区も施主となることがあるじゃないですか。だから十分気をつけて、区の入札の元請の方とか、その下請の方の方がそういうことをしちゃう場合もあるかもしれませんので、十分気をつけていただきたいと思います。以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 議案第44号につきまして、狭い道路が多い文京区だからこそ、工事関係者だ

けではなく、さらに工事の影響を受ける区民にも分かりやすく周知していただくことで、道路法違反をなくし、工事期間中の道路の安全を確保できていくと思いますので、区のさらなる工夫や取組を要望し、1項2項ともに採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第44号につきまして、審査結果を御報告いたします。

請願事項1項2項ともに採択2、不採択4、よって不採択と決します。

続きまして、請願受理第45号、防災の為に、区内道路に関する法令の遵守を求める請願であります。請願文書表のデータ24ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号	令和7年2月5日	第45号
・件名	防災の為に区内道路に関する法令の遵守を求める請願	
・請願者	・・・・・・・・・・・・・・・・	
	外3名	
・紹介議員	海津敦子	
・請願の要旨	次頁のとおり	
・付託委員会	建設委員会	
・請願理由		

1 文京区の細街路の状況

歴史ある文京区には、狭い路地や崖地、坂道、囲繞地（袋小路）が多く存在します。これらは、一面では、文京区ならではの景観を生み出していると言い得ます。

一方、未曾有の災害時の防災力が問われる昨今、細街路の多い地域には区民へ災害時に
ける注意喚起が必要であり、区がその使用状況を把握している必要があり、起こり得る災害
のシミュレーションをし、対策が必要です。

東京都の防災都市づくりに関する地域等では、区内にも重点整備地域、不燃化特区とされる場所が複数あります。不燃化特区へのアプローチは勿論、不燃化特区以外にも細街路は区内の至る所にあり、区はその状況把握と必要な注意喚起が必要だと思われます。

そこで、以下のことを求めます。

• 請願事項

- 1 文京区内42条2項道路、位置指定道路（私道含む）の道路使用状況の調査を行って
ください。
- 2 細街路の多い地域の等、災害時危険と思われる地域を特定し、道路の使用状況に法令

適合性のない場所に関しては指導してください。

3 令和7年4月施行予定の建築基準法改正「4号特例の縮小」では特に細街路の場合、道路拡幅の協力をいただけるよう、区独自の対策をお願いいたします。

以上を、区議会から区に求めてください。

.....
○名取委員長 この請願は、文京区内42条2項道路、位置指定道路の道路使用状況をリサーチし、細街路が多いなど、災害時に危険だと思われる地域を特定し、道路の使用状況に法令適合性のない場所に関して指導すること。また、細街路の道路拡幅に協力してもらえそうな区独自の対策をすること。以上を区に求めるものであります。

それでは、御質疑がある方、お願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 請願45号、まず1、2についてなんですけども、お伺いしたいんですが、42条2項道路、また位置指定道路のこの道路状況の把握というのは、区としてどのようにされているのか、お伺いしたいです。また、危険と思われる道路についての指導、どのように実施をしているのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 42条2項道路及び42条1項道路、いわゆる位置指定道路につきましては、指定道路の幅員や位置、延長長さを調査し、把握しているところでございます。また、私道の使用状況の管理につきましては、疑義がある場合につきましては、区も現地確認を行いまして、必要に応じて管理者、所有者、占有者に対して指導等を行っているという状況でございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。3についてなんですけども、4号特例の縮小ということが4月から施行予定ということなんですけども、これについては、区として今後どのような対応をしていくことになるのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 令和7年4月から4号特例の廃止というところで建築基準法の一部改正が行われるというところでございます。今まで4号建築物と言われている、いわゆる木造の2階建てのところですが、そここのところの大規模修繕、模様替えにつきまして、今までは確認申請が、手続が要らないというところではございました。今後必要になってくるというところ

ろが制度改正というところでございます。

とはいえ、今も法律を守らないといけないということは変わらないというところでございます。申請があるなしにかかわらず、法律を守るというところでございますが、建築確認申請を通して、建築士さんの目を通して法適合性を確認するということで、より法適合性が実施されていくのかなというふうに考えているというところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。ほかには。よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 請願事項2の災害時に危険だと思われる地域の把握をしているのかどうかということと、また道路状況に法令適合性がない場所というのはどういうケースが考えられるのか、また、そうした場所を把握した場合にどのような対応をしているのか、伺います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 法適合性の確認というところは、建築基準法上での確認というところがございますが、まず法44条のところの建築物が道路内に制限されるというところでございます。例えば建築物に附属する門や塀、また建物等が道路内に突出している部分がある場合に関しては、法が施行されたときにその状態であったかどうかという既存不適格という判断がまず一つあるんですけども、その際においても建築時に是正していただくというところと、新たにそういう違反等を行わないようにというところは、日頃、陳情、現場確認等を通して指導、確認を行っていつているというところでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 今の確認なんですけども、法令適合性がないというよりは、既存不適格というふうなことで、改築の際にセットバックすればいい状態ということの認識でよろしいでしょうか。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 そうですね。既存不適格のところに関しては、建築行為が行われた際に、例えば今回の大規模修繕、模様替えであるとか、増築とかの建築確認が必要な行為及び建築基準法に適合していない行為があった場合は、そのところに関しては是正していただくというところの指導をしているというところでございます。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、請願受理第45号についての態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願文書第45号ですね。私は結構理解できて、残念ながらこれは今回、都市計画部、建設委員会の取扱いになってしまったんですけども、請願者は恐らく防災面をかなり言っているんで、防災課とのしっかりと横串がどれぐらい刺さっているかと。請願文書の1項に関しても、これは道路台帳のことを言っているんじゃないくて、防災課が、特に私は根津とか千駄木を代表して来ているので、要は細街路の現状を防災課もちゃんと手に取るように分かっているのかと、重点地区を。大塚五、六丁目だとか、千駄木で言うと、西林町会とか、そういうところのどこが、何が車が出ているとか、それは道路管理は道路台帳には必要ないかもしれないけど、防災課としては、こういうのが出ていて、緊急車両が通るのになかなか防災活動ができないとか、そういうことを知っている必要があるんじゃないかというふうに私は理解したんです。

そういったところを私も確認したところ、細街路に多い道路の使用状況に法令適用されない場所に関しても、区は、要は能動的にはやっていないと。通報が入ると受動的にやっているということです。会派内でしっかりと話し合ったんですけども、自由民主党の会派としては、残念ながら、この請願事項1、2、3項とも不採択の人間が多かったので、会派としてのコンセンサスが残念ながらまとめられませんでしたので、不採択といたします。

ただ請願書には、今後も請願を出すようでしたら、引き続き文書の精査等をしていただいて、より分かりやすく具体的にしていいただければと思います。以上です。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 1項目についても、先ほどから御質問で答えがあるように現地確認もしていますし、リサーチもやっているというふうに確認をしています。それから、2項目のところも、今お話があったように指導しているということを確認させていただきました。それから、3項目は、道路の拡幅も協力要請をしているということも確認をしていますので、AGORAとしては、1項から3項まで不採択です。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどの質問でいろいろ分かりまして、1については、区としても把握をしているということ、また2については、疑義があるときは現場を確認して指導しているということとございました。また3については、今後建築確認が必要となってくるということです、しっかりと指導が今後はできるようになるということでしたので、1、2、3全て不採択とさせていただきます。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 この請願に関しては、そもそも細街路に関しては、こういった2項道路、セットバックが必要な2項道路から、私道でもちゃんと位置指定されているものから、そうでない私道まで、様々細街路がありまして、非常に入り組んでいて、管理についても、なかなか誰が担うのか、そして誰がどう指導していくのかみたいなところで非常に難しい状況かとは思っております。

先ほど豪一委員からもお話がありましたけれども、災害に対してどう対処していくかという観点から、ただ単純にトラブルが起きているから云々に限らず、区として幅広く現状を把握していく必要はあるんじゃないかなというふうに思っております。

実際トラブルになっているところも多々ありまして、これも小日向においては、私道のど真ん中に車をずっととめているというので有名な場所があったりするんですけども、そういうことに関して、なかなか現状、強硬手段が取れるものではないかもしれないんですけども、ただ、幅広く私道も含めて、どのような細街路の状況になっていて、実際何か災害のようなものが起きたときにどうしていくべきなのかということは、どの担当部署がということではないんですが、区として把握しておくべきことかなというふうに思っております。

したがって、この請願第45号に関しては、1、2、3項とも採択させていただきます。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、請願第45号1項から3項、不採択とさせていただきます。

区のほうも、もう既に対応してくださっているというところもありますので、引き続きそれを続けていただきたいということです。ただ、豪一委員と依田委員からもお話があったんですけども、何か相談があってから動くというよりは、自主的、積極的に働きかけするということに重きを置いていただければと思いますので、それだけ申し添えておきます。以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 日本共産党は、請願第45号第1項につきまして、細街路の防災対策を進めていただきたいという立場から、道路状況だけではなく、例えば危険なブロック塀の状況確認や、消防車が通れない場合の消火活動をどうするのかも含め、対応策を講じられるよう、より詳細な道路使用状況のリサーチを行ってほしいと要望し、採択します。

第2項につきまして、セットバックできていない状況は、既存不適格の扱いで改築の際にセットバックすることになっているため、法令適合性がないとは言えないということと、私道の場合は、管理者同士の協力の下、進めるべきであるけれども、私道には区も既に入っ

いるということを確認しましたので、不採択に。

第3項につきまして、セットバックする際の補助の拡大など、区独自の対策を強化していただきたいというふうには思いますが、私権の制限になる対策には賛成できないという意見を付しまして採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第45号につきまして、審査結果を報告いたします。

請願事項1項につきましては、採択2、不採択4、よって不採択と決します。

請願事項 2 項につきましては、採択 1、不採択 5、よって不採択と決します。

請願事項3、採択2、不採択4、よって不採択と決することにいたします。

それでは、続きまして、請願受理第46号、区の設置・運営する「音を発する施設」に関する、近隣住民及び近接図書館・保育園等利用者を対象とするヒアリング調査及び騒音調査の実施を求める請願であります。請願文書表のデータ26ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号 令和7年2月5日 第46号

・件名 区の設置・運営する「音を発する施設」に関する、近隣住民及び隣接図書館・保育園等利用者を対象とするヒアリング調査及び騒音調査の実施を求める請願

・請 願 者 外 3 名

・紹介議員 海 津 敦 子

・ 請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 建設委員会

• 請願理由

東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、日常生活における音環境の基準値が定められています。同条例第136条「別表13－音環境」によれば、第1種区域（第一種文教地区を含む）の敷地境界線における基準値は、8～19時が45デシベル、19～6時が40デシベルと定められています。また、第2種区域（第一種中高層住居専用地域を含む）では8～19時が50デシベル、19～6時が45デシベルですが、区域内の学校・図書館敷地周囲約50メートルの区域においては、基準値がさらに5デシベル低減されることになっています。

例えば、竹早公園のある小石川５丁目は第一種文教地区および第一種中高層住居専用地域

に指定されており、条例により8～19時は45デシベル、19～6時は40デシベル以下の落ち着いた環境が確保されるべきです。文京区が事業を進める際には、これらの規準を遵守することが求められます。

すでに区立中学校のグラウンドでは、条例の趣旨を踏まえ、朝の活動が見直されたと聞いています。しかし他方で、区内には、すでに設置されている施設の「音の影響」により未だに生活に支障を感じる住民が少なからずいます。

また、新たな施設計画に対しても、住民の間で「音」に関する関心が高まっています。

この課題は特定の施設だけの問題ではありません。区全体として統一的なルールを確立し、住環境を適切に守る必要があります。

以上の理由から、区議会に対し、以下の事項を強く求めます。

・ 請願事項

1 区が「音を発する施設」を設置・運営する際には、設置計画の段階で、また運営中の施設についても、住民の求めがある場合には、正式な音環境調査を実施することを区議会から区に求めてください。

2 区が「音を発する施設」を計画する際には、計画地に近接する住民および近隣の図書館・学校・幼稚園・保育園等の利用者に対し、以下の調査を個別に実施するよう、区議会から区に求めてください。

マル1、既存施設が発する「音の影響」に関するヒアリング調査

マル2、計画される施設の「音」に関する意見・要望を把握する為のアンケート調査

3 上記1・2の調査結果を、当該施設の近隣住民と共有することを、区議会から区に求めてください。

.....

○名取委員長 この請願は、「音を発する施設」を設置・運営する際は、住民の求めに応じて音環境調査を実施すること。また、計画段階においては、近隣住民及び近接施設利用者に対し、音の影響に関するヒアリング調査および音に関するアンケート調査を行い、その結果を近隣住民と共有すること。以上を国に求めるものであります。

それでは、御質疑をお願いいたします。

ほかり委員。

○ほかり委員 この請願なんですけど、まず、この「音を発する施設」というのがどういう、すごい抽象的なあれなんで、文章の中に「小石川5丁目」というのが出てきているんで、恐

らく竹早のテニスコートのことをおっしゃっているんだろうなと思うんですけども、「音を発する施設」といっても、音はどの施設でも出るものですし、その辺りがどういう認識でこの請願を出されたのかが疑問だったんですけども。

今、住民の方から求めがあった場合には、音響調査を実施することを求めますという内容なんですけども、実際そういう依頼があった場合には今どういう対応をされているのかというのを教えていただけますか。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 区内の事業者とか区民とか、そういった方々から音に関する騒音公害に関する御相談があった場合には、まずその内容を聞いて、そして必要であれば、現地で計測をして、それで原因者及びその申立て者の方にいろいろ事情を説明して、あとはお互い話し合っていていただいて解決に導くと、そういうような手法を取っております。

○名取委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。分かりました。あとそれと、先ほども言ったんですけど、この音を発するというのは、竹早のテニスコートのことをおっしゃっているんだと思うんですけども、すいません、御答弁が今いらっしゃる方じゃなくなっちゃうかもしれないんですけども、実際、今、運用している竹早テニスコートに関して、音のクレームとか、そういったものが近隣の住民の方から過去に入ったことがあるのかというのを確認しておきたいんですけども、もしお答えいただける方がいればお願いします。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 最近で言えば、竹早テニスコートの周辺にお住まいの方からの苦情というのはいません。ただ、過去にはあったようなことは聞いております。

○名取委員長 よろしいですか。ほかはよろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 この請願理由のところに書いてあります、第一種文教地区において40デシベル、45デシベルはかなり低い数値だと思いますし、この基準を遵守しようと思ったら、先ほどの「音の出る施設」というのは、テニスコートだけではなく、公園や保育園、幼稚園や障害者施設、そしてときには介護施設なんかの区有施設もつくれないということになりますけれども、条例上、基準値というのは、超えてはいけない数値なのかどうかをお伺いします。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 住民の方が安心安全な、快適な生活を送る上で、その地域に応じた基準

というのが用いられておりますので、それを極力遵守していただくということは前提にある
ということとはございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 多分、課長のほうは騒音の苦情を受け付けて対応策を取るという立場上、多
分そういうふうにおっしゃられると思うんですけども、そういうふうな判断基準をつけて
しまうと、多分恐らくテニスコートというのは第一種文教地区に存在なくなってしまう
すし、公園もできなくなってしまうすし、例えば介護施設なんかでエアコンの室外機がい
っぱいあったりすると、40デシベルなんてあっという間に超えてしまうというようなことも
伺っていますので、そうしたものが全部つくれない、区有施設がつかれないという状況にな
ると思うんです。

今回この請願で、それが判断基準になってしまうということを私はすごく懸念しているん
ですけれども、多分ふだん、民間施設、民間の企業の方たちに騒音の指導とかをされている
立場からはそういうことだと思うんですけども、そのために、保育園とかつくるときに、
住民の方たちとの話合いがすごく大事になってくるとは思うんですけども、この条例がそこ
までの判断基準というか、なるのかどうかということを教えてもらいたかったんです。

(「厳しくやるかってことだな」と言う人あり)

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 やはり基準は基準ですので、一定それは認知してほしいところではある
んですけど、現状どうかというところが非常に大切で、騒音はやはり感じる人のものであっ
て、例えば基準があったとしても、それ以下でも不快に感じる人は感じるし、という難しい
面がございます。そういったところだと、やはり大切なのは、周辺の方が生活に支障を来し
ているかということが非常に重要なファクターになってきますので、音の大きさを測ったデ
シベルだけで全てを判断するということではございません。

よって、もっと言えば、今この都心区ですので、例えばここで記載しております40デシベ
ルという数値も、どこかは別として、場所によっては、もう静かなときでもその数値は超え
ているというような場所もあるような形で、現実的でない部分も多少ございますので、やは
り数値だけで物事を判断するのではなくて、しっかりと、どういった生活に支障を来してい
るかというところが非常に重要だと考えております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、請願受理第46号、態度表明をお願いいたします。

根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、請願第46号、1項から3項まで不採択をお願いします。もちろん住民の方から御相談があった場合には対応いただくというのはもちろんで、区の施設を建てる場合には、音の問題とかも住民説明会とかで従来もしていただいていると思いますし、小林委員もおっしゃっていましたが、この基準を、この請願を採択というふうにしてしまうと、多分区の施設が何もつくれなくなってしまうのではないかというふうに考えますので、1項から3項不採択をお願いします。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 先ほどからこのデシベルにだけで判断すべきではないというふうに環境政策課長もおっしゃっておりました。その御説明は非常によく分かるものでございます。数値だけで判断してもしようがないよというところなんですけれども、他方で、音に関するトラブルは結構多くて、今回のこの請願理由には竹早のことなんか書かれているんですけども、そういうことは取りあえず抜きにしても、学校からの音についてもクレームをつけてきたりする住民もいらっしやったりして、学校が困惑しているみたいな事例も結構あったりいたします。

もちろん静ひつな環境を保護する必要もあるんですけども、そういうクレームとかいろいろな要望に対して、話し合っていくには、一定客観的な数字をもって当事者同士が話していく必要があるのかなというふうには思っております。そういう点では、この請願理由で竹早が云々とかということはさておいて、この請願事項において、必要があればその調査をしてほしいと。そういったことを近隣の住民と共有してほしいというようなこと自体は納得できるものかなというふうに思っておりますので、文京区議会都民ファーストの会としては、請願第46号については1項から3項まで採択とさせていただきます。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 区として施設を整備する際は、地域住民との意見交換会などを実施して、意見を聴いていると理解していますし、また、当然工事の音や人の声などもありますので、そういったことについても丁寧に対応していただいているというふうに理解しています。私もそうした説明会に何度も参加をしてきましたし、また、個別の相談もお受けして、所管のほうに相談することもありまして、しっかりと丁寧な対応もしていただけてまいりましたので、46号につきましては、1、2、3項、不採択とさせていただきます。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 会派で議論を重ねました、音を発しない施設は基本的にはほぼないというふうに

判断しますので、1項から1、2、3項については不採択です。

○名取委員長 自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願文書第46号、1項、2項、3項ともに不採択です。ここに書いてあるものを本当によく考えてほしいんだけど、これを区にやらせるというのは、例えば区がやっている、例えば小学校、中学校なんかの運動会だとか、そういったものに対して、いちいちクレームが入ったときだとか、そうやって日本の文化もなくなっていることがたくさんあって、お祭りだってできなくなる。今、夜の年末警戒の拍子木でさえうるさいと言ってクレームが来るとか。そういうのを全部省いていったら、みんなしゃべれなくなっているし、音が出せなくなる。

それは学校でも、たまに元気のいい子がいて、音楽で使う笛を倚音（いおん）のようにピーピー鳴らしていたら、それは学校の先生が教育として注意すればいいだけであって、そんなことを別にデシベル調査なんかする必要ないと思いますし。まず、そもそも、これは自由民主党としては、全く同意する場所がないというイメージです。以上です。

○名取委員長 日本共産党さん。

○小林副委員長 令和6年2月の建設委員会で、私は竹早テニスコートの早朝の騒音について近隣のマンション住民の方から相談を受けていたため、近隣に対する騒音対策や、図書館の騒音の影響に対してどうしていくのかという質問をしました。当時、その相談に区は、早朝の利用の時間を1時間あとにずらしたり、早朝おしゃべりしないなどの運用のお願いで対応してもらい、当時の相談者の方には納得していただきましたが、その後、早朝利用そのものがなくなりました。また、整備の際には、テニスコートの防音壁や、図書館の防音設備で対応していくという御答弁をいただいております。

このように、住民の求めがある際には、話し合いの下で丁寧に対策をしたり、改善策を取っていくことが重要で、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、音響調査を行って基準値を超えるかどうかで何かを判断する全体的なルールを確立したり、テニスコートや公園などの区有施設をつくる際の判断材料にすることは適切ではないと考えます。とはいえ、当然ながら地域住民の方々には騒音も含め、様々な御要望や御意見を伺うことを妨げるものではありません。

よって、日本共産党は、請願第46号につきまして、1項から3項まで不採択でお願いいたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第46号の審査結果を御報告いたします。

請願事項 1 項から 3 項まで、全て採択 1、不採択 5、よって不採択と決します。

それでは、続きまして、請願受理第47号、100年先を見据えた都市計画の視点を持ち、公園の適正配置と公平性に最大限配慮した「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりを求める請願であります。

.....

- ・ 受理年月日及び番号 令和 7 年 2 月 5 日 第47号
- ・ 件 名 100年先を見据えた都市計画の視点を持ち、公園の適正配置と公平性に最大限配慮した「竹早公園・小石川図書館一体整備」の基本計画づくりを求める請願

める請願

- ・ 請 願 者
- ・ 紹介議員 沢 田 けいじ
- ・ 請願の要旨 次頁のとおり
- ・ 付託委員会 建設委員会
- ・ 請願理由
 - ・ 100年先を見据えた都市計画の視点

現在の建築技術を鑑みれば、次に建設される図書館は優に100年はもつ耐震性・耐久性が想定され、今回の一帯的整備計画で決定される竹早公園の土地利用は、今後100年以上変わることはないでしょう。竹早公園と図書館を合わせた敷地面積は8,193平方メートルと、中高層住宅市街地の中で極めて貴重な都市空間であり、この利用に関しては長期的視点からの慎重な議論を要します。都市の健全な発展を図る都市計画的な位置づけをまず明らかにし、整備計画策定の前提とすることが求められますが、区が昨年 1 月にまとめた中間報告ではこの点が全く言及されていません。

竹早公園がある一帯は、都市計画の中でも最も規制の厳しい第一種文教地区に指定されています。文京区が示した指定の目的は「主に、住居系用途地域内に指定し、学校、図書館等の教育文化施設及びこれと一体となった良好な住宅地の環境の形成や保護を図るため、風俗営業関連建築物、ホテル、劇場、マーケット、遊戯場、一定の工場等の規制を行う」こととあり、現状のテニスコートのままではこの目的にそぐいません。まら、コートの非営業日および非営業時間帯や、利用のキャンセル（或いは予約枠の一部時間だけの利用）があった場合など、誰も利用できない空間となります。スペースの希少性を考慮すれば、これは大変勿

体ない状態であり、これも第一種文教地区の公演に一部競技専用の空間を配するが故に生じる問題と言えます。

・公園の適正配置と公平性について

文京区の公園面積は非常に小さく、23区中19位です（令和4年都公園調書）。さらに、竹早公園の南側一帯には、誰でも自由に利用できる広場や公園が全くありません。この点からも、竹早公園を都市公園として捉え、広域的な適正配置から論ずる必要性は明らかです。近隣に500世帯を超える大規模マンション開発も計画されているなかで、防災の観点からも、竹早公園は極めて重要な都市空間＝オープンスペースです。

近年、市街地のなかの公園のあり方は、「使われる公園」にシフトし、国土交通省もさまざまな規制緩和を行っていますが、竹早公園はテニスコートだけでほぼ占有されており、子ども達や認可保育園および介護施設の屋外活動には残された狭い空間しかありません。新大塚公園や大塚窪町公園のように、子どもや青少年、親子連れが様々な球技に親しむこともできません。

・公園のなかの図書館と、今日の図書館像

図書館にふさわしい環境という観点では、静かな読書環境を確保することが前提となります。先進事例を見ると、板橋区立中央図書館のように、公園と図書館が連続し、緑豊かな環境のなかに図書館が設置されている例もあります。同図書館では、木々に囲まれた屋外テラスに図書を持ち出して読書することが可能です。近年の新設図書館は、ただ本があるだけでなく、憩いや交流の場としての機能が重要視されており、アメリカにおいて図書館は「屋根のある広場」という位置付けです。屋根のある広場と公園とが連続することで、誰でも自由に利用できるコミュニティの場が生まれます。

バリアフリーの観点からも、図書館は1階が最も重要です。小石川図書館は豊富な音楽資料を貯蔵することで知られますが、期待される役割に応える意味でも、1階にレコード鑑賞等の小ホール（200平方メートル程度）が求められるでしょう。これらを鑑み、先進事例をもとに考察すると、図書館の建設面積として1,500平方メートルを確保することが理想です。

高額な費用を投じて豪華な箱物を建てる必要はありませんが、100年というスパンを意識し、図書館と公園を第一に考えた計画を策定することが望まれます。

・図書館の建築面積について

中間のまとめにおいて、図書館の建築面積は都市公園法で定める12%（983平方メートル）が上限として示されています。しかし、当該敷地の建蔽率は、現図書館敷地の80%（角

地、耐火建築物)と公園の12%部分にまたがるため、建築基準法では按分による数値の採用が法的に認められており、1,433平方メートルまで拡大可能です。次のワークショップ等での区民への情報提供が望まれます。

・テニスコートについて

現在、竹早公園内には70年前に造られたテニスコートが5面あり、令和6年の実績では月平均3,600人、1日あたり144人(雨天時を除き稼働実質25日と仮定した場合)が利用している計算になります。1日の利用者144人のために専用の更衣室やトイレ、シャワー室が維持されているうえ、夜間利用時に投光器を利用すれば光熱費もかさむことでしょう。さらに重要な点は、この数字は利用者を区内在住・在勤者限定とするルールを厳格運用する前の値であり、今後適正利用が浸透すれば、利用者数がますます減ることは明らかなです。

参考資料として掲載した下記の調査を見ても、成人のテニス人口は減少傾向が続いており、「年1回程度プレイする」と回答した人が全人口の2.6%、「月2回以上」が1.3%、「週1回以上」が0.9%となっています。文京区の成人は約21万人であり、「月2回以上」を継続的な施設利用者と考えると、21万の1.3%=2,730人が文京区のテニス人口と推定できます。目白台運動公園の4面も計算に含めると、竹早テニスコートを月2回のペースで利用する区民は1,500人ほどと考えて良いでしょう。若者のテニス離れやテニス人口の高齢化も指摘されるなか、竹早テニスコートの利用者数が今後増加に転じるとは考えにくいと言えます。

これらの状況を鑑みれば、テニスコートは他のスポーツと設備を兼用できる運動公園内に移設することも考えられます。目白台運動公園に移設する場合、利用頻度の低いフットサル専用コートとの兼用が可能でしょう(豊島区の雑司が谷公園に先進事例があります)。

		調査年(西暦)						
		2006	2008	2010	2012	2014	2016	2018
実施頻度 (%)	年1回以上	3.3	3.9	3.8	2.9	3.0	3.3	2.5
	月2回以上	1.5	1.7	1.9	1.4	1.5	1.7	1.3
	週1回以上	0.9	1.4	1.4	1.1	1.2	1.4	0.9
住民基本台帳の 20歳以上人口(人)		102,636,961	103,387,474	103,824,522	103,973,831	103,811,681	103,888,078	103,708,284

注1)図の人口は住民基本台帳の成人人口に実施率を乗じて算出

注2)「年1回以上」は「月2回以上」、「週1回以上」も含む。また、「月2回以上」は「週1回以上」も含む。

抜用スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」(2006~2018)より作成

さらに付け加えれば、区営テニスコートの利用を区民に限定しているのは、東京23区中、文京区を含む6区のみであり、文京区民は隣接する新宿区や豊島区、台東区など、他区のテニスコートを利用することもできます。今日テニスコートは、区内に限定して考えるのでは

なく、23区全体で検討する施設となっています。例えば、豊島区が運営する12コートのうち6コートは埼玉の入間郡に、渋谷区の11コートのうち6コートは世田谷区の二子多摩川にあり、区を超えた広域施設と位置付けられています。また、仮に区内だけで考えるとしても、公立学校の運動施設の開放などの取組も併せて検討されるべきです。区内の運動施設の有効利用を検討し、その中でテニスコートや、子どもたちの球技・屋外活動の場所確保の在り方を検討するのが望ましいと考えます。

以上の議論に基づき、貴議会から区に対し下記を働きかけていただきたく、お願いいたします。

・ 請願事項

- 1 計画策定の前提として、中間のまとめでは当該敷地に関わる都市計画法や建築基準法の解説は示されていますが、貴重な8,103平方メートルの都市空間に対し、区全体を見通した公園の適正配置、公園利用の公平性、防災時の対応、子育て支援、あるいは第1種文教地区等の都市計画の観点からみた竹早公園の役割や位置付け等は明らかにされていません。区の都市計画行政として竹早公園に求めるものを具体的に提示してください。
- 2 図書館は区民に最も身近な公共施設です。また近年の先進事例は従来の図書館とは大きく異なります。図書館を重視した進め方にするため、まず新小石川図書館の理想像＝基本構想案を策定し、図書館に必要な機能を整理してください。さらに、公園に必要な機能も整理した上で、議論の基礎資料となるたたき台を複数作成し、区民ワークショップに提示してください。
- 3 新図書館の建築面積の上限についてはいくつかの法的な手法があることを提示し、12%のみではなく、都市計画の変更も含めた数値を明らかにして、区民に情報提供してください。
- 4 意見集約にあたっては、単に区民の意見や主張を聴くだけで終わらず、ワークショップ等で出された意見や主張がどのように計画に反映されるのか、その検討プロセスを示してください。

.....

○名取委員長 この請願は、区の都市計画行政として竹早公園に求めるものを具体的に提示すること。図書館及び公園に必要な機能を整理し、議論の基礎資料を複数作成し、区民ワークショップに提示すること。また、図書館の建築面積の上限について法的な手法があることを提示し、都市計画の変更も含めた数値を明らかにし、情報提供をすること。集約された意見

がどのように計画に反映されるのか、その検討プロセスを示すこと。以上を区に求めるものであります。

それでは、御質疑のある方どうぞ。

豪一委員。

○豪一委員 これは請願事項の3項と、僕は請願者じゃないから、理事の方も分からないかもしれないけど、請願事項3項の意味が、実は少しいろいろ探って話は聞いたんだけど、この3項の意味がよく、正直言って分かりません。

(「区に聞いても分かんない」と言う人あり)

○豪一委員 そうだね。都市計画変更も含めた数値も明らかにしているっていうんだけど、都市計画変更をしたら、数値は無限大に変わるんじゃないかと思うんだけど、そんなことをしてしまったら。それを、何が言いたいのだろうね。

(「答えらんないよね。理事者は正確には答えらんないでしょう」と言う人あり)

○豪一委員 例えば、これ用途変更も含めた都市計画変更って言っていることを言っているのかというのは、そういうのは誰か分からないかな。分からないよね。すいません、撤回します。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 昨日の文教委員会で私も紹介議員となりました、竹早公園・小石川図書館一体的整備で、改めて子どもの意見をしっかり聴くアンケートや、子ども向けのワークショップ開催を求める請願が審議されました。それは残念ながら不採択になったんですけども、区がアンケートで、新しい図書館で、新しい公園で何がしたいかと聞いたけれども、子どもたちに意図が伝わっていなかったことは反省しているとおっしゃられ、再度、時期は決まっていますけれども、再度アンケートを取ったり、ワークショップを開いたりする意向があることも確認できました。

また、これまでの区民ワークショップにおいても、区民に意図が伝わっておらず、誤解を前提とした議論をするわけにいかないの、一旦中止にし、課題を整理するということも述べられました。

そうした背景を基に、3点ほど確認させていただきたいんですけども、まず1つ目なんですけれども、29ページ、違う、何ページになるんですかね、これ。29ページの2段落目で、「第一種文教地区に指定されており、学校図書館等の教育文化施設及びこれと一体になった

良好な住宅地の環境の形成や保護を図るため、風俗営業関連建築物、ホテル、劇場、マーケット、遊戯場等の規制を行うこと」とあり、現状のテニスコートのままではこの目的にそぐいませんというところです。

第一種文教地区におけるテニスコートの存在自体が否定されてしまうんですけれども、本来つくってはいけないものが公園につくられていたのかどうか、確認させてください。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 第一種文教地区の制限というのは建物に対しての制限でございまして、屋外テニスコートにつきましては、この制限に当たらないというふうに考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 2つ目なんですけれども、30ページの1段落目に書かれております「当該敷地の建蔽率は現図書館敷地の80%と公園の12%部分にまたがるため、建築基準法では按分による数値の採用が認められており、1,433平米まで拡大可能です」の部分なんですけれども、この部分について、実際可能なのかどうか、お示してください。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 先ほどの豪一委員の発言もありましたように、どういう計画にするかによって全然変わってくるというところがございます。まず建築基準法は、建築敷地における建築面積の確認というところで確認するというところがございます。一方、都市公園法は、公園敷地における公園の施設面積というところで別の法律になっておりますので、建築基準法でそれを案分するという考え方はないというところがございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。3つ目なんですけれども、請願事項3について、私はよく分かるんですけども、結局のところ、中間まとめでは、公園面積は減らさない、図書館面積も減らさない、むしろ増やす方向で知恵を絞られており、当然まとめの中に立体都市公園制度の説明も入っていたことは重々承知しているというか、理解できるんですけども、場合によっては、先ほど豪一委員がおっしゃられたように、無限大に可能性があるということと、公園、テニスコートを含むというところを減らして、図書館を増やす方法も当然あるということではよろしいでしょうか。

○名取委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 中間まとめにつきましては、令和4年度の改築の機能向上検討委員会の中で、一体的整備が望ましいという報告があったことを受けまして、基本計画は、図書館

の敷地と公園の敷地を一体として整備するというコンセプトの下に計画を検討していたというものになってございます。

ですので、中間まとめの中では、それ以外の敷地の構成については、検討は入れてないところでございますが、請願者の意図はちょっとつかんではおりませんけれども、可能性としては、例えば委員がおっしゃったように公園の敷地を廃止して、図書館の敷地にするのですとか、用途地域を変更して使えるとか、そういったいろんな手法はあるという可能性はあるというふうには認識はしてございます。

ただ、実現性という点では、竹早公園を廃止しようということは公園管理者としては考えておりませんし、用途地域を変えるということ、そういったことも実現性としては低いのではないかというふうな推測されるところ、リスクの少ないところ、大きいところをお示しはしていないというところでございます。

ただ一方で、今後区民ミーティングを行う中では、今年度予定としては3回ほど予定をして、その中で敷地における建築物の諸条件の知識を深めるという、参加者と一緒に考えていくという場も設けようと考えていたところでございまして、そういったところについては、その中で様々な手法などの情報共有などを行うことができたものと考えております。

○名取委員長 よろしいですか。

それでは、請願受理第47号についての態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○豪一委員 自由民主党、請願文書第47号、請願自体はしっかりといろいろと思いを入れて、いろいろ調査をされて一生懸命つくられたので、その辺は敬意を置きながらも、請願事項第1項は、区は既に、我々も見っていますが、竹早公園をどうするかというものは具体的に提示していると思いますので、不採択。

2に関して、「たたき台となるものを複数作成し」というのは、これは1の請願事項とまた対照的で、具体的でたたき台を複数つくることとなくなるということなので、複数つくる必要もないんじゃないかというふうに考えてございます。

それと、3項につきましては、あまりよく理解できていないのですけれども、例えばこの請願文書を見ていると、図書館をもっとよくしたいんだろうなというふうに考えておりますので、それはワークショップなんかで図書館をもうちょっとよくできないのというのを提案すればいいことであって、その中で都市計画部が考えることですから、その数値を明らかにするというのはとても難しいんじゃないかと考えておりますので、不採択。

4に関しては、現在、今そういうのをつくり込んでしっかりとやっているさなかであるというふうに理解しておりますので、不採択といたします。

○名取委員長 1項から4項まで不採択ですね。

○豪一委員 はい。

○名取委員長 AGORAさん。

○品田委員 この件につきましては、今回、一般質問で浅田議員のほうから質問をさせていただいています。答弁によりますと、中間のまとめを公表して以来、多くの意見をいただき、10月より区民ミーティングを行ってまいりました。これまでに様々な立場の皆様からいただいた御意見、御要望、課題の中には、さらに十分な調査や検証を行った上で丁寧な説明が必要なものと認識しております。省略しますが、課題について改めて整理してまいりたいと考えておりますという答弁をいただいておりますので、見守っていきたいということです、1項から4項まで不採択です。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 請願47号につきましては、小石川図書館と竹早公園、そしてテニスコートについては、一体的整備を目指しているというふうに理解をしています。その内容については、中間まとめを受けて、区民ミーティングで議論が進むものと理解しておりますので、公明党は47号全て不採択とさせていただきます。

○名取委員長 都ファさん。

○依田委員 1項から4項まで順番にいきたいと思います。

まず1項なんですけれども、私も一般質問の中でも触れさせていただきました。竹早公園の再整備について基礎から考えるということでもありますならば、住宅街の中にある公園であるということもあって、これまでテニスを盛んにやってきたという歴史的経緯は重視しつつも、都市計画の理念に立ち戻った設計をしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、1項は採択とさせていただきます。

2項に関しては、小石川図書館、これまでの答弁ですと中央図書館には決してならないということではありますけれども、このエリアにおいて非常に中核的な施設であるものだというふうに思っております。この近年の図書館というものの進化は非常に目覚ましくて、この地において図書館の理想の姿というものを示すべきではないかというのは非常に納得できるものでありますし、私も期待したいところでありますので、この2項も採択とさせていただきます。

この3項に関しては、私も請願者の方からお話を聞かせていただきました。区としてこれまで出しているものに関しては、公園と図書館の敷地を一体化して、当然これは都市計画の変更が必要なわけですが、敷地を一体化して、その中で最大限建てられる建坪が12%ということで、これまでの中間のまとめなど出されてきたと思います。それとはほかに立体都市公園制度もありますよということと言及はされていますけど、具体的なものは示されていないという状況です。

この請願者さんがおっしゃっていることは、必要あるならばその公園の面積を削って、図書館の敷地を増やすと。だから敷地を一体化するのではなく公園を削ってそれを図書館に譲り渡すことによって、より大きな図書館が建てられるというふうなことだとは思いますが。公園を縮小するというのは望ましいことではないんですけども、公益的なものがあればもちろんそれも不可能ではないということだと思っています。

そうなってくると様々ちょっとバリエーションが増え過ぎてしまって、悩ましいところではあるんですけども、その敷地を削るというのがいいか悪いかは別として、必ずしもこの敷地を一体化してそこに建てるんですよというだけの選択肢ではないんですよということを示していくことは重要なこと。様々なやり方、まだまだありますよということを示していくことは重要なことだと思いますので、この3も採択とさせていただきます。

4に関しては、ワークショップを2回やって様々な混乱がありまして、一旦止まっている状況です。そのワークショップが最終的にはどのように区の計画に反映されるのかというところが分かりにくいというか、示されていないというところは確かに、その混乱の一因になっているのかなとは思いますが。どういうふうにこのロードマップというか、ワークショップ等々をやって、それが最終的にどのように計画に反映されるのかということを示しておくことは、ワークショップの混乱を避けるためということも含めて区にとっても利益になるものではないかなというふうに思っておりますので、この4も採択とさせていただきます。

○名取委員長 ごめん、確認があるけど、2項も採択でよろしいですか。

○依田委員 はい。

○名取委員長 根っこの会さん。

○ほかり委員 根っこの会、請願第47号、1項から4項いずれも不採択をお願いします。

不採択なんですけども、図書館をどうするのか、公園どうするのかと皆さんおっしゃっているんですけど、個人的な希望としては、図書館も運動設備も公園も全部増やしていただけたら一番いいと思いますんで、ぜひ立体都市公園制度を活用して、全部を広げられるように、

ぜひ頑張っていただきたいというのが私の意見です。

ただ実際問題、難しい面もあると思いますので、一体的に整備するという形であれば、どっちも大事なんで、どっちもしっかりやってほしいんですけども。図書館が大事で、運動施設はあまり要らないみたいな風潮になっているのは個人的にはよくないと思ってまして。文京区は運動できるところが少ないので、運動できる場所も重要です。

一般質問等でも言っているんですけど、テニス専用にする必要は全くなくて。テニスもできる総合運動施設、小石川グラウンドもサッカーもやっていれば野球もやっていますし、ここをあえて、もうテニスコートとしなくて運動場としちゃえばいいんじゃないかなと思ってます。テニスももちろんできるよという施設にするのが大事なんじゃないかなと思ってます。何にでも区民の方がいろんな用途に使える。もちろんテニスもできる。実際区立の学校の校庭は、少年野球をやったり、サッカーをやったり、大人がネット張ってテニスもやっていますし、できないことは絶対ないと思うんで、その辺を含めて、テニスコートにこだわらず、総合的な運動施設にしていきたいのと。

この4番のところでワークショップのやり方について出ているんですけど、ここも不採択にはしているんですが、この竹早公園と小石川図書館の一体整備に関しては、ワークショップがちょっと紛糾して、次回予定されていたものが延期になっているという話もあるんで、これは一体整備のワークショップではなくて、図書館側のワークショップと公園運動施設のワークショップを分けて開催しないと、どちらかの声の大きい人の意見だけが出てきて、細かい意見が吸い取れないと思うんで。最終的には一体整備に関するワークショップをしないといけないと思うんですけど、その前段階として施設ごとに分けたワークショップをそれぞれ開催するべきじゃないかなと思っています。以上です。

○名取委員長 それでは、日本共産党さん。

○小林副委員長 竹早公園・小石川図書館一体的整備のワークショップについて、区はさらに十分な調査や検証を行った上で、課題等について改めて整理していくとのことですので、請願事項に書かれているように、区全体を見通した公園の在り方、図書館の在り方を検討した上で、それぞれの必要な面積や機能などを見極めて、合意形成を目指していただくことを要望し、請願第47号、日本共産党第1項から4項まで採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第47号につきまして、審査結果を御報告いたします。

請願事項1項から4項まで全て採択2、不採択4、よって不採択にするものと決定させていただきます。

○名取委員長 それでは、ここから理事者報告に入ります。

お昼にかかってしまいますが、報告事項できるところまでよろしくお願いいたします。

都市計画部より4件です。初めに報告事項1「文京区バリアフリー基本構想の改定について」の御説明をお願いいたします。

真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 それでは、資料第4号、文京区バリアフリー基本構想の改定について御報告いたします。資料を御覧ください。

1、概要でございます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、平成27年度から29年度にかけまして、バリアフリー基本構想及び重点整備地区別計画を策定し、この間、まちのバリアフリーを推進してきたところでございます。その後、令和4年度に中間評価を行い、令和7年度を目標とすることから、これまでの取組を最終評価するとともに、法改正や社会情勢を踏まえた改定を行うものでございます。

2、主な検討内容でございます。1つ目は現行計画における最終評価、2つ目は事業実施対象となる生活関連施設及び生活関連経路の追加・変更の検討、3つ目は心のバリアフリー等のソフト施策の検討としてございます。

3、検討体制でございます。記載のとおり、バリアフリー基本構想推進協議会において検討を進めてまいります。委員といたしまして、国道・都道、都立公園の施設管理者、地下鉄等の交通事業者、また、障害者団体や高齢者団体などの区民にも参加いただく予定としております。

4、今後のスケジュールでございます。第1回協議会を4月に開催いたしまして、以降、アンケート調査や地域懇談会を行い、11月には素案を作成し議会報告後、パブリックコメントを行い、また、説明会を実施いたしまして、来年3月に改定を予定しております。また、その翌年であります令和8年度におきましては、重点整備地区別計画の改定を進めてまいります。

御説明は以上になります。

○名取委員長 お昼になりましたので、ここで休憩とさせていただきます。

1時から再開をいたします。報告事項2と3の説明をその後お願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○名取委員長 時間前ではございますが、全員おそろいですので、建設委員会を再開いたしましたと思います。

報告事項の続きでありまして、報告事項2「文京区住宅マスタープラン（案）について」、報告事項3「文京区景観計画の見直しについて」の御説明をお願いいたします。

吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 それでは、文京区住宅マスタープラン（案）について報告いたします。資料第5号を御覧ください。

まず、概要ですが、文京区住宅マスタープランの改定に向け、案を作成したので報告するものです。検討経過は表記のとおりでございます。

次に、パブリックコメントですが、3ページを御覧ください。令和6年10月2日から11月1日まで募集し、11人の方から35件の御意見が寄せられました。提出方法は表記のとおりで、説明用の動画再生回数は11月2日現在で227回でした。御意見については、住宅の脱炭素化、マンションの管理・再生支援、空家の適正管理・利活用、住宅確保要配慮者向けの住宅、マンション住民と地域コミュニティ、災害時の対応など、多岐にわたってございます。

まず、内容についてですが、4ページを御覧ください。2番の管理組合交流会についての御意見ですが、区の考え方として、管理組合を抱えている課題解決のための新たな事業であり、具体的な方法については、管理組合の方々の御意見を踏まえ、検討してまいりますと示してございます。

次に、7ページを御覧ください。11番の複合型の賃貸住宅による省エネ化についての御意見ですが、区の考え方として、国・都の動向を注視し、共同住宅の在り方について研究を進め、住まいの選択肢を充実させてまいりますと示してございます。

次に、12ページを御覧ください。24番、管理計画認定制度についての御意見ですが、区の考え方として、認定取得マンションは堅調に増加してきておりますと示してございます。管理計画認定制度につきましては、令和5年7月から開始した制度ですが、令和5年度につきましては6件、今年度は現在まで15件の認定がございします。

次に、13ページを御覧ください。13ページの27番、マンション住民と地域の連携についての御意見に対してですが、区の考え方として、先ほどの認定制度の認定基準に、新たに地域コミュニティに関わる独自基準や、マンションと地域の合同防災訓練をした場合、備蓄品購入費助成金の上限額増額など、地域の連携強化を図ってまいりますと示してございます。

次に、16ページを御覧ください。最後の34番、35番のところですが、マンションにおける

在宅避難に伴う支援についての御意見ですが、区の考え方として、災害発生に伴う停電時においても住宅の機能が維持できるよう、既存・新築問わず、エネファームや蓄電池の設置に関わる費用を助成していますと示してございます。

次に、住宅マスタープラン（案）についてですが、審議会、パブコメ等の御意見を踏まえ、素案から案にかけて修正した箇所について説明いたします。なお、修正箇所については、アンダーラインで示してございます。

ページ、65ページを御覧ください。中段の各種マニュアルについての情報提供でございですが、「マンション建替えに向けた合意形成に関するマニュアル」、「マンション建替え実務マニュアル」を追記してございます。

次に、88ページを御覧ください。下段のまちの防災性向上のみに表記していた無電柱化の推進のところですが、下段の「歩行空間の安全性・快適性の向上」に「無電柱化を推進することで、視線を遮る電柱や電線をなくし、文京区らしい景観の向上を図るとともに、車椅子やベビーカー利用者も移動しやすい、安全で快適な歩行空間を確保します」と追記してございます。

次に、99ページを御覧ください。まちの防災性・耐震性の向上についての区の能動的な働きかけとして、中段のところ、「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」に「戸別訪問等により耐震化の周知を図るとともに」を追記してございます。

次に、100ページを御覧ください。下段、エの「特に災害危険度の高い地域における取組」で、「区民等の意識啓発」に助成制度を追記し、新たに電気火災への対策を示してございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。今後のスケジュールですが、3月に住宅マスタープランを改定する予定です。

住宅マスタープラン（案）についての報告は以上でございます。

続けて、資料第6号により、文京区景観計画の見直しについて報告いたします。

まず、趣旨ですが、上位計画である文京区都市マスタープランの見直しを踏まえ、本計画の見直しを進めるものでございます。

次に、検討内容ですが、都市マス見直しに伴う都市拠点の対象範囲の変更、デジタルサイン等等の基準の設置、屋外広告物景観ガイドラインの見直し等を検討してまいります。

次に、検討組織ですが、景観づくり審議会の中に新たに小委員会を設け、計画の見直しに向けた具体的な内容を検討する予定です。小委員会のメンバーには、審議会の学識経験者の

うちの3名、現在アドバイザー会議に従事している景観アドバイザー4名、専門委員として建築、屋外広告物、色彩計画にたけた専門家の方を予定してございます。

今後のスケジュールですが、審議会の中の組織として小委員会を位置づけるため、6月議会で景観づくり条例を改定いたします。景観計画の見直しを行う期間は2年間で予定しており、令和8年9月に素案、パブコメを挟んで案を作成し、令和9年3月に改定する予定です。

報告は以上でございます。

○名取委員長 次に、報告事項4「(仮称)文京区空家等の適正管理に関する条例について」の説明をお願いいたします。

川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 資料第7号、(仮称)文京区空家等の適正管理に関する条例について、御説明申し上げます。

1の概要でございますが、9月議会で報告いたしました、空家等に係る緊急安全措置の条例制定について、条例骨子案をまとめましたので、報告するものでございます。

なお、1月17日に開催いたしました文京区空家等対策審議会に、本条例の制定について諮問しております。

2、条例骨子案でございますが、本条例の目的のほか、所有者等及び区の責務、区民からの情報提供及び関係機関との連携を記載しております。また、緊急安全措置につきましては、管理不全の空家等に対し、従来の法的手続の対応による時間的余裕がない場合に、区が空家等に対し、直接、緊急の措置を講ずることができる緊急安全措置について、その内容を記載しているものでございます。

3、今後の予定でございますが、建設委員会で、本条例骨子案報告の後、パブリックコメントを実施し、文京区空家等対策審議会からの条例の施行の答申を受けた条例案を令和7年6月議会に提出する予定でございます。

報告は以上でございます。

○名取委員長 それでは、それぞれの質疑を行っていきたいと思います。

報告事項1「文京区バリアフリー基本構想の改定について」の御質疑のある方。

豪一委員。

○豪一委員 平成27年から、バリアフリー基本構想、その翌年、翌々年にかけて重点整備地区というのを計画して進めてきたんですけども、約10年たって、また新たに見直すということ、ここでちょっと嫌みを言いますと、10年たって高さ制限も見直してくれよと言いたい

ところなんですけど。

本題に入ると、委員のところで「団体推薦10名」と書いてあるんだけど、ここの団体推薦10名の声をかける団体とその意義、どういった理由でそういう団体に声をかけるかというのを教えてください。あと公募4名というのは、いつもよりちょっと多い気がするんだけど、公募を4名にした理由も教えてください。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 団体推薦のところでございますけれども、こちらバリアフリー基本構想を策定したときに声をかけた団体を基本として今回検討したところでございます。結果的に障害者団体6団体、高齢者団体、商店街、町会、あと民生委員の方々、あと公募区民の方という形で今回考えているところでございます。

今回、障害者団体等を含めて、障害者の計画等も障害福祉課のほうでは検討しているところでございますけれども、そういった団体とも比較しながら、ほぼ同じ、そういった障害者団体と同じところを今回お声かけもさせていただいているところがありますので、こういった団体に、障害者の団体については、今回のお声かけの範囲で一定の意見をもらえるかなというふうに考えているところでございます。

公募委員につきましては、こちら前回というか、これまで策定したときの人数、公募委員の方々と同じ人数を考えているところでございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 ということは、団体推薦の団体というのは障害者団体のみということでしょうか。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 団体としまして高齢者団体と、先ほどの繰返しになりますけれども、高齢者団体と商店街、町会、あと民生委員の方々、地域委員と……。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 障害者団体、高齢者団体、商店街、町会、民生委員の5団体から10名ということですね。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 障害者団体は6団体です。高齢者団体は1団体、それと、それぞれ商店街、町会、あと民生委員のほうという内訳になってございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 あと、公募区民を4名にした理由、前回と同じ人数という理由でよろしいでしょ

うか。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 そうですね。要綱のほうにも4名以内という形で定めておりますので、そこに従って4名、今回募集したところでございます。

○名取委員長 豪一委員。よろしいですか。

○豪一委員 はい。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 次の改定に向けてということで、お疲れさまです。私なんかは感想として、東京オリ・パラがあったときに、一気に加速するかなと思ったんですけど、案外加速しなかったなという残念な思いがいたしますが。まだまだ、伺いましたら、7年度の目標年次に向けて、ハード面は80%ぐらい着手をされていて、まだ心のバリアフリーについては継続的に行っているというのは事前に伺っているんですが、なかなか着手できない、2割ぐらいですかね、はどういうところが課題で、また次の年度、改定に持ち越すのかなというふうに思いますが、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

特に私なんかは、本当にさっきから問題になっている小石川図書館なんか本当全然バリアフリーじゃなくて、もう何年も前からあそこを建て替えてという話をしているうちに、一体化みたいな話になってしまって、特に早く、図書館については非常に危惧をしておりますので、誰もがいろんな施設が使えたり、歩いたり、またまちを散策したり、いろいろなときにバリアを感じないで、計画を立てていただきたいし、実践していただきたいと思いますが、今の段階でどんなところが問題なのか、お伝えください。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 今のバリアフリー化の取組状況といったところでございますけれども、今は着手率、約80%というところで進んでいるところでございます。また、この計画の中には、期間を短期・中期・長期という形で期間を定めているところがございます。長期については、令和8年度以降という形での取組になってございますので、まだこれからというところになってございます。その長期といったところを除くと、今の進捗率は約90%弱という形で進捗があるところでございます。

まだ未着手といったところも実際ございますので、未着手の原因としては、計画した当初は、施設の改修計画等もある中で、このタイミングでできるだろうということで計画したところでございますけれども、実際その施設の改修に伴う時期が後ろずれするであるとか、実

際に検討してみると、片やバリアフリー化にはなるけれども、片やバリアになるといったところの観点も見えてきたといったところもあって、再度改めて見直すといった声も聞こえてくるところでございます。

ただ、先送りになった施設計画があったとしても、区としては引き続き、心のバリアフリーではないですけども、ソフト的な配慮ができるような形で、それぞれの事業者には働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 これからいろいろ改定に向けてですので、課題があるというふうには思いますが、目標は達成していただきたいので、それぞれの担当課で、うまくいっていない課題に対してはきちっと手当てをして、ハードが駄目なら今ソフト面でというお話がございましたが、その辺も徹底して、基本計画の構想が7年度の目標に向けて、まだまだ努力することがあると思いますし、次の改定に向けて、こういう形で改定の準備がされるということはいいいことなんですけど、現実実践していただかないと、住みやすいまちにならないと思うので、その辺は十分分かっていらっしゃると思いますけど、どんどん進めていっていただきたいと思います。以上です。

○名取委員長 それでは、宮本委員。

○宮本委員 大変に重要な改定だと思います。これまでもバリアフリーの取組を着実に進めてきていただいたと思いますが、今、品田委員の質問への答弁で、着手率80%ということでお伺いしました。今回の見直しに当たっては、今回のこの概要の中にも、「これまでの取組を最終評価するとともに、策定後の法制度の改正や社会情勢等を踏まえ」というふうにあるんですけども、この方向性としては、次の基本構想は、もっと拡充をしていくというような考え方でよろしいのでしょうか。確認させてください。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 策定時から、社会情勢であるとか、法改正があったところを踏まえて今回改定するところでございますが、法改正等、このバリアフリー化に向けての強化とか、取組の見直しというのも大分進んできているところでございますので、この基本構想を改定するに当たっても、そういったところを踏まえて、新たな計画という形で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回そうした方向性の上で見直しをしていくということ

なんですけども、最終評価というのはどういったものになってくるのか、伺いたいですけれども。基本構想があって、それから重点整備地区計画、地区別計画というのがあるんですけども、それぞれ見直し、評価というのは全体的に行っていくのか、その辺はどうなんでしょう。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 最終評価でございますけれども、今回、現行計画においては特定事業を決めて定めてございますので、それぞれの事業者が進めているところでございます。その進捗状況を整理いたしまして、また、未完了の事業といったところを次期計画に対してどう取り組んでいくかといったところを各事業者から集約していきたいと思っております。

そういったところも加えて、地域懇談会あるいはアンケート調査といったところも踏まえて、最終的な評価という形で次期計画につなげていきたいというふうに考えてございます。

○真下都市計画課長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。しっかり見直しをしていただきたいと思いますし、今、課長が言われた地域懇談会、またアンケートについて、しっかり意見の聴取をしていただきたいと思いますんですけども。このアンケート調査はどのように実施をしていくのか。また、地域懇談会はどのように実施していくのか。本当に当事者の方々の声をしっかり集めていただきたいと思いますので、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 アンケートの内容といたしましては、バリアフリーの基本構想の対象施設となっている例えば鉄道であるとか、バス、あるいは施設等の利用状況、あるいは利用のしやすさと、また、案内等の分かりやすさといったところを確認していくようなアンケートを考えてございます。

また、地域懇談会につきましては、今、計画のほうは区内を5地区に分けて計画を立てております。それぞれの地区におきまして、協議会の区民委員の方々の推薦をしていただくような形で、障害者団体であるとかの方に声かけいただいて、この地域懇談会をやっていききたいと。そういったところのアンケートであるとか、今、地域懇談会の声を拾って、次期計画をまとめていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。丁寧になるべく多くの皆様の声が集まるようお願いしたいと思います。最近では子ども、若者の声もしっかり聴取していこうというふうになっていますの

で、その点も、どのように取り組んでいくのかお伺いしたいのと、あと、この基本構想策定時、また、この重点整備地区別計画の策定、当時から、またニーズといいますか、それこそ社会的な考え方も変わってきているかと思しますので、その当時は、具体的な話になりますけど、この駅にはこのエレベーター1つとか、そういったものでよかったかもしれないですけども、もう一つ、今になってみると、ここにも必要になってきたのではないかなとか、そんなお声もあるのではないかなというふうに思うんですけども。

例えば、よく私は朝の駅に立っているんですけども、千石駅です。名取議員の地元なんですけども、千石駅の出入口が階段で何か所、4つあるのかな、5つか、あるんですね。エレベーターが1つありまして、いつも、ばばす、千石一丁目の交差点のところ、あそこのところにはエレベーターがなくて、ずーっと端のほうまで行かなきゃいけなくて、足の悪い方が階段をゆっくり歩いていかれるの見ていまして、そういった方々にとっても、千石駅は1つのエレベーターで十分というふうには、その当時は言えたのかもしれないですけども、充実をしていっていただきたいなというふうに思っているところでございますので、ぜひ、そういった具体的なニーズも拾っていっていただきたいと思うんですけども。地域懇談会でのお声になるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 まず、子どもの意見についてでございますけれども、素案作成時に、子ども向けの分かりやすい動画を作成して、子どもたちの意見といったところを聞いていこうというふうに考えてございます。

また、障害児を持つ父母団体の方にも協議会に参加していただいていることや、あと教育委員会のほうも、管理職が庁内検討会にも入っておりますので、一定程度子どもの視点での検討といったところではできるのかなというふうに考えてございます。

また、千石駅のことであつたエスカレーター等の設置についてでございますけれども、現行計画におきましても、アンケートであるとか懇談会、協議会の声というのを集約するような形で、配慮事項という形で、それぞれの鉄道であるとか施設に対するものをまとめているところでございます。ただ、施設整備においては、様々な構造的な問題であるとか、財源の問題であるとかといったところございますので、それぞれ可能な限り、それぞれの対応ということを検討していただきたいということを考えているところでございます。

ただ、区としましては、そういった配慮事項を踏まえて、バリアフリーが進むような形の働きかけということは進めていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。ほかはよろしいでしょうか。

小林副委員長。

○小林副委員長 まず、文京区でも手話言語条例及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を制定しました。これらの条例に基づき、聴覚障害者の方たちの情報取得、意思疎通を含めたソフト面、ハード面のバリアフリー化も充実させていかなければならないと思いますが、今後どのように盛り込んでいくのでしょうか。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 手話言語条例あるいは情報取得の条例といったところでございますけれども、当然、区としましては、この条例を踏まえた形で今回バリアフリー基本構想を作成してまいりたいと考えてございます。

心のバリアフリーというところも、これまで取り組んできたところでございますけれども、国のほうからも、そういったところ、教育啓発事業の強化といったところも盛り込まれておりますので、そういうところを踏まえて、今後、基本構想のほうを考えていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 先ほど宮本委員からもお話があったところなんですけれども、私どもの会派としては、地下鉄などの駅に2機目のエレベーターを求めているところであり、都などに交渉に行ったりするんですけれども、そちらのほうの進み具合を教えてくださいというのが一つと、もう一つ、またJRやメトロなどで、バリアフリー料金として乗車券に10円が加算されており、これにより、国や自治体と共にホーム可動柵やエレベーターなどのバリアフリー設備の整備を推進していくというふうにあるんですが、現状、促進されているのかどうかも伺います。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 地下鉄の2期目のエレベーターの設置というところでございますけれども、これは今の現行の基本構想の中にも幾つかの駅でそういった取組が長期的なところという形で書かれて、されているところでございます。実際、幾つかの駅では、この期間に設置された駅もございますけれども、引き続き区としては、地下鉄事業者に対しましては、この実施に向けて取組を進めていくような働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

また、地下鉄バリアフリー料金についてでございますけれども、都の補助の中で進めてい

るところでございますけれども、エレベーターの設置であるとか、それ以外にもホームドアの設置、あるいは車両の改善といったところ、様々な用途とかが見込まれているところでございます。具体的にはその使用内容というところで把握してございませんけれども、東京都の、あるいは東京メトロのほうにおいて適切にその利用が使われているものというふうに考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。続きまして、視覚障害者の方が安全に移動できるように、信号機の誘導音などがあるところなんですけれども、文京区内の設置状況はいかがですかということと、夜間とか早朝には音が鳴りませんし、スイッチが分かりにくいみたいな話もあったんですけれども、どのような対応策があるのか、伺います。

○名取委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 音響式信号機につきましては、令和5年12月現在で区内134か所設置されていると認識しております。平成30年頃は56か所でしたので、倍以上に増えている状況だと思います。警視庁のほうで計画的に設置しているというふうに聞いておりますので、今後、要望等があればお伝えはしますが、交通管理者によってなされるものと考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 夜間とか早朝の音が鳴らない時間帯の危ないから何とかしてほしいという相談も受けているんですけれども、何か対応策はありますか。

○名取委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 基本的に夜間につきましては、音が鳴ると近隣の方が、非常に騒音的に支障があるものだと思いますが、個別な対応になってくるかと思います。画一的な対応でなくて、その場所場所に応じて道路管理者、交通管理者で協議をして決定していくものだと考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。その都度、相談があった際はぜひ御対応をお願いしたいと思います。

また、共産党の塩川議員が国会で視覚障害者のための付加装置、先ほどの誘導音が出る信号機やエスコートゾーンについて質問したところ、警視庁の早川交通局長もまだ足りない認められて、設置を検討していくというふうに御答弁されております。区でも必要なところへの設置などをぜひ今後も進めていただきたいと思います。

○名取委員長 よろしいですか。以上で報告事項1の質疑を終了いたします。

次に、報告事項2、文京区住宅マスタープラン（案）についての質疑お願いいたします。

品田委員。

○品田委員 ページ数で1つずつ行きます。初めに、プランのほうの65ページ、真ん中あたりの各種マンションの建替え、また修繕を判断するマニュアルということで、前回は東京都のこの「マンション再生ガイドブック」、これはよくできていますよというお話をさせていただきました。今、結構リフォーム等も、マンションの長寿命化にかけて、ただ改修するだけではなくて、そういったことも価値として深めて、少しでも長寿命化しようという動きがあって、長期修繕だけではなくて、そうやって長寿命化をしているところがありますので、また、そういった御相談や、いろんな都や区の制度、国の制度も御紹介していただきながら、きちっと建て替えや改修ができるようにまた御指導をお願いします。

次が66ページ、次のページ、空家の対策についてなんですが、以前は空家については、後でさっきの条例のところもあるんですけども、なるべくきちっと管理をしていただくとか、あと空家については、区のいろんな施設として活用するとかいった動きがあるというふうに思っていたんですが、最近では、土地の値段も上がって、親が亡くなると、相続の関係で、もうさっさと処分をするとか、売りに出して相続にするというような形に少し変わってきて、空家対策も、近年の状況から変わったのかなと思っていますので、民民でやっているケースも多いのかなというふうに思っていますので、最近の状況を教えてください。

次に、88ページ、歩行空間、全部質問しちゃいますね、委員長。

○名取委員長 はい。

○品田委員 歩行空間のところは、ウォーカブルな歩行空間ということで、「居心地が良く、歩きたくなるまち」の意味だということなんですけども、確かに今一生懸命、健康のために歩いている方もいらっしゃるって、私もなるべく歩くようにしているんですけど、歩きたくなるというか、気持ちよく歩けるというのは健康維持のためにもいいし、コミュニティの場にもなるので、単なる通行するということだけでなく、こういった考え方はいいなというふうに思っていますので、進めていただきたいなというふうに思っています。

次、99ページ、緊急輸送道路の件です。先ほど事前に伺いましたら、文京区としては、84.5%ぐらい耐震化が進んでいるということです。大事な道路ですので、平成23年には800棟ぐらいあったのが今は127棟に御努力で減っているということで、文京区だけでなく、国道や都道が多いと思うんですけども、こういった整備は大事だというふうに思うので、戸

別訪問などして御協力をお願いしているということですが、今後は目標に向けてどういった努力をして達成していただけるのか、お聞かせください。

次、105ページ。私がかねがねお願いしています宅急便ボックス、ぜひつけていただいて、再配達がないように、これは環境問題にもなりますので、ぜひ、新規の場合はもう義務化されるということですが、現在のマンションにも設置が広がるように、ぜひこの辺は進めていただきたいと思います。

5件、お願いします。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 まず、1つ目のマンションの建替え、改修のところでございます。委員御指摘のとおり、都のマニュアルについてはかなりいいものなので、皆さんに御紹介しているところと、同じく都の施策事業ですけども、マンション建替え・改修アドバイザー制度については、計画まで立てる中で、かなり金額がかかるものにはなっているんですけども、これについても1回までは区が全額を補償するという形で事業をしておりますので、これも広めていきたいと考えてございます。

2点目の空家のところです。利活用のところかなと思うんですけど、委員御指摘のとおり、民民での動きは幾つかあるのは聞いてございますが、区を通しての事業というのはなかなか実績が上がっていないところがございます。こちらについても、土地所有者の方が、なかなか手を挙げていかれる方が少ないのと、昨今の事業というところで、実際に相続された方については、税金のところ、いわゆる3,000万控除のところの数がここ近年かなり増えてきておりまして、そちらのほうに移行しているところもあるのかなとは考えてございます。

3点目のウォーカブルな無電柱化のところですけども、確かにウォーキングされたり、歩かれたりする方はかなりいらっしゃるの、委員御指摘のとおり、ただ歩くだけではなくて周りの環境が目で楽しめるような、後で述べます景観のところも含まれると思うんですけども、その辺を含めてアピールしていきたいなと考えてございます。

1つ飛ばして、最後の宅配ボックスの件ですけども、こちらについても、指導要綱のところ改定を進めているというところも考えてございますので、まず新築のところについてはしっかりつけてもらうように御協力願うように考えてございます。もう一個、既存のものについての増築であったり、新しくつけるものについては、今現状、一定の条件はございますが、国の施策で一部ございますので、それを御紹介するのと、今後どういう形でやっていくかというところは、関係部署等とも含めて協議していきたいとは考えてございます。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 特定緊急輸送道路の部分についてでございますが、こちらは東京都のほうで、まず条例をつくりまして、耐震診断が義務化されたのがもう平成23年とか24年ぐらいのことでございます。それ以来、助成事業等を区としても都和連携してやって進めてきて、何とかここまで来たかなと思っております。今年度も東京都と連携して、耐震診断はしたけれども、まだ耐震化されてない方に、戸別訪問を再度やったりとか、そういった取組を何度もやっているというような状態でございます。

なかなかいろんな課題があって、急には耐震化までできないということもあるんですが、粘り強くその辺を続けていきたいと。さらに、今年度から一般の緊急輸送道路、特定緊急輸送道路より1つランクの下というか、一般緊急輸送道路に面している建物についても、区として助成事業を開始しておりますので、そういったものも含めまして、緊急輸送道路全般の耐震化というのはさらにしっかりやっていきたいというふうに考えています。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 ありがとうございます。住宅マスタープランという割には、もう区内全域のいろんな細部にわたる都市マスに近い、都市マスを具体的にやっているというふうな感じで私は思っているので、各課でいろいろ事業を展開していただいたり、拡充していただきたいというふうに思っています。

空家については、状況が変わったのかなと思っているのでお聞きしました。

あと、緊急輸送道路は、もう本当にいつ何どき地震等が起こるか分からないので、整備を進めていただきたい。

それから、宅急便ボックスについては、本当に環境問題として私は捉えていますので、既存のマンションについても進めて、再配達を少なくするための努力をしていただきたいと思います。以上です。

○名取委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

小林副委員長。

○小林副委員長 12月16日開催の住宅政策審議会小委員会の議事録を読んだんですけども、こちらのほうに、「高齢者の住み続けることへの不安についての回答は福祉のほうでの対応とするということも含めて、どのように表現するか考える。その上で、空家をうまく利用してできることはないかということも含めて記載していきたいと思う」と事務局が答えられているんですけども、住マスへの反映が見当たりませんでした。空家を活用して、高齢者

等の住まいの提供はぜひ行っていただきたいところです。これはぜひ書き込んでいただいて実行していただきたいことなんですけれども、伺います。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 空家の、高齢者だけではなく住宅の部分の活用というところですけども、本文のほうには書いていないんですが、パブリックコメントのところで、福祉部の見解としては書かせていただいております。内容としては、番号で7番のパブリックコメントのところで、御意見として空家の活用について検討していただきたいと、区内で住み続けるために、というような表現のところについては、居住支援協議会のほうで住宅確保要配慮者と民間住宅の賃貸借人双方に対する情報提供等の支援、または円滑な入居促進に関し必要な事項について協議、実施するというところと、あとは空室・空家等の住宅の有効活用についても検討し、連携した取組を進めていきますというところで、区の考え方を述べさせていただいているところでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 見逃していました。ありがとうございます。ぜひ進めてください。

そして、ほかの御意見の中に、高齢者が住み続けられないというものが散見されていて、さらに若者も、家賃が高過ぎる、住み続けるのは無理というふうに言っております。こうしたことは住宅白書のデータを見れば明らかなことなんですけれども、だからこそ、私どもの会派としては、シルバーピアや区営住宅をつくること、家賃補助を行うことを求め続けているわけなんですけれども、会派の板倉委員が住政審でも主張しているところなんですけども、そういう政策はなく、まして住み続けられる文京区を目指して、住宅供給にもかつて触れていた文京区住宅基本条例及び附帯決議、こちらのほうも掲載されず、住宅基本条例を軽く扱われているのではないかというふうに思っております。

都市マスタープランのほうには、巻末に住民参画を保障する自治基本条例の全文が載っております。この20ページのように、杉並区では、この図に関してちゃんと書いて載せてあるんです。先ほど審議しましたバリアフリー基本構想も図にちゃんと記載されているんですけども、文京区の場合はいずれも載っておりませんので、ぜひ図にも書き込んで、巻末にも書き込んでいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 まず1点目のシルバーピアの関係につきましては、こちらも福祉のところになりますけども、こちらについてもパブリックコメントでいただいておりますので、区

の考え方としては、今年、「文京すまいるプロジェクト」を推進していますのでというところで区の考え方を示させていただいているところでございます。

2点目の住宅基本条例と、あと20ページにあります計画の位置づけのあたりのお話かなと考えてございますが、まず住宅基本条例については、計画の位置づけの本文第1行目に、基本条例の第6条に基づきこの計画をつくっていますよと宣言してございますので、特に問題はないのかなとは考えてございます。

実際の位置づけのところについて、関連計画については、副委員長が御指摘のバリアフリー基本構想だけでなく、まだかなりあるので、そこを全部書くかどうかというところの判断でありますので、一応「など」という形で表現させていただいていますが、バリアフリーについては、大変大事なところだと考えていますので、本文中の各所にバリアフリーについてはこういう形で進めていきたいとか、現状を書かせていただいて、計画としてバリアフリーを推進しているというところで考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。住宅政策については、高齢者が住み続けられないという声がこれだけ多いのですから、回答にもあるとおりのすまいる住宅では全く不足している状態ですので、ぜひ強化していただくようお願い申し上げます。

○名取委員長 よろしいですか。以上で報告事項2の質疑を終了いたします。

次に、報告事項3、文京区景観計画の見直しについて、御質疑のある方どうぞ。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回の見直しの検討内容の中に、デジタルサイネージ等の基準・設置、また屋外広告物景観ガイドラインの見直しといった社会情勢の変化ということかと思うんですけども、私が時々いただく御相談で、住宅地の中にコインパーキングの大変に光っている広告物で、LED化が進んでいるから、区の保安灯とか、その街灯などの明るくなってとてもいいんですけど、そういった広告物が非常に明る過ぎて困っているというお声を幾つかお寄せいただまして、こういったことも区のほうにお声が届いているかどうか分からないですけども、ある意味、課題として認識をしていただいて、検討していただく必要があるのかなというふうに思います。

現在の東京都の条例や文京区のガイドラインだと、そこまで対象にはなっていないようでして、その辺りも検討していただく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 屋外広告物の件につきまして、今、委員から御指摘があったように、地域によって若干違うんですけども、例えば第一低層住居専用地域であれば、自家用広告の場合、5平米を超えるものが初めて協議の対象になるとか、その大きさによって違いますので、例えば今、御指摘のありました駐車場の看板はそこまで入らないのかなというところは考えてございます。

ただ、今回、計画の改定を進める中で、初年度につきましては、周りの状況であるとか、いろんなアンケート意見、御意見を伺いながら、まず現状把握から始めたいと考えてございますので、その辺りで状況をつかまえて、どういう形でやれば、より快適な生活になるかというところも踏まえて検討していきたいと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。

品田委員。

○品田委員 今回の検討内容の、今お話があったデジタルサイネージ等というところで、ずっと何年も前から申し上げているんですけども、うちのベランダから見える高速道路のところ、首都高のところに向けて大きなものがあるんですよ。何年も前から。最初は画面が切り替わるぐらいだったんですけど、今お話しになるように、光と、音はあまり聞こえないんですけど、もう動画で、動画というのかな、もう映画を見るように、毎日私はそれを見させられていて、それで、夜間は1回止まることになったんですけども、朝早くから景観を、我が家の景観は乱されておりまして、ずっと、うちだけじゃないと思うんですけども。

設置されているところが新宿側というんですかね。ですから、近隣の区ともいろいろ協議をしていただいて、首都高に向けて、それから多分東京ドームもそこも、でも若者たちに向けて広告をしているので、もしかしたら影響のあるおうちもあるのかもしれないけれども。いろいろ、今回、状況調査をするということなので、夜のネオンも含めて、しっかりと調査をしていただいて、規制できるところは規制する。それから近隣との協議もしていただいて、うちだけ規制してもあれですので、新宿とか、その関係の近隣区ともぜひ協議をしていただいて、景観が保たれるようお願いいたします。いかがでしょうか。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 今、委員から御指摘ありましたデジタルサイネージの件につきましては、実際に、先ほど申し上げたように、地域によって大きさが以上ないと協議は来ないんですけども、それでも、ここ数年でも十数件あるようなところなので、それより小さいものを入れるともう少しあるのかなと認識してございます。

実際、今回の調査を進めていく段階で、近隣区の状況なども確認しながら、どういうところで協力しながら進めていけるかというのも緊急の対象だなとは考えてございます。今、御指摘のあった、例えば夜間の時間帯であるとか、音が出るものではどれぐらいの音量であるとか、時間帯であるとかというのも含めて検討していく内容かなと考えてございます。

○名取委員長 よろしいですか。ほかは。あります。

小林副委員長。

○小林副委員長 2つ質問したいんですけども、まず一つが、審議会と小委員会の2段階方式について質問させてください。ある審議会では、学識を中心とした小委員会ではほぼ全て固められた状態で、小委員会の報告などは当日の席上配付のことも多く、審議会では追認するのみになっているというふうにも聞いているんですけども、この2段階方式で、民主的に闊達な議論をしながら進めていくことができるのか、確認させてください。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 今回報告させていただいたとおり、新たに小委員会の形を設けて小委員会で、審議会で議論していく内容だと考えてございます。小委員会については、まず細かい内容を、実際の色であるとか、照明の輝度であるとかというところになると思いますので、ある程度専門的なところになるのかなと考えてございますので、選んだメンバーとして学識経験者の方、景観アドバイザーの方、あと専門委員の方というところで考えてございます。

実際に御意見については、景観づくり審議会の方に、公募区民がだから5名入っておられますので、そこで調査の段階からいろいろ意見を伺いながら、計画ができるのは多分1年目の後半あたりからだと思いますので、その意見を踏まえながら、計画については改定していけるのかなと考えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。私も景観づくり審議会の委員をしておりますので、一緒に頑張っていきたいと思うんですけども、もう終わるのかな、見直しについての報告が先日景観づくり審議会であったんですけども、上位計画である都市マスタープランについて知らない、勉強すべきではないかとおっしゃる委員の方や、豊島区での大学生の参加やワークショップの例を紹介してくださった先生のお話もあり、私のほうからも、子どもの権利条例をつくる文京区だからこそ、子どもの声を聴き、子どもの参画や意見の反映もしていくべきという発言をしました。

このスケジュールに審議会のそういうお声もあったので、ぜひ学習会とかワークショップ

なども肉づけしていく形で、充実した話合いにしていっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○名取委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 まず1点目の公募区民の方に対しての説明については、1回目の審議会の前には資料をお配りするなりして、まずレクチャーできるような形を整えたいとは考えてございます。

2点目の大学生の話ですけれども、審議会の中で委員からの御提案がありましたので、それについては、そのときにはフィールドワークというお話でしたけれども、何がしかの形で大学生の方の意見も聴けるような形を考えていきたいと考えてございます。

3点目のお子さんの意見というところですが、文京区の景観啓発事業で、「文京パチリ」は、やっておりますので、その辺りでアンケートであるとか、子どもの意見として聴ければなと考えてございます。以上です。

○名取委員長 よろしいでしょうか。

以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項4、（仮称）文京区空家等の適正管理に関する条例について、御質疑のある方。

小林副委員長。

○小林副委員長 まず1つ目なんですけれども、3ページ目のところの上のほうにあります、「最小限度の」というところ、今、括弧つきの状態になっているんですけれども、こういう形でいくんでしょうかということと、あと、自治体によっては空家等の適正管理に関する条例の緊急安全措置を実施するための判断基準を定めるマニュアルをつくっているところもあるが、区ではどうされるんでしょうかということを伺います。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 3ページ目の2行目の最小限度のところにつきましては、こちらは1月17日の審議会でこういう御意見が出まして、ここのところ、書き出しでというところを書いたというところがございます。基本的に入れる方向で検討しているという状況でございますが、行政行為というところで比例原則がありますので、その行政目的を達するために手段との均衡を求めるところで書くべきではないかという御意見がありましたので、ここに記載しているという状況でございます。

それと、緊急安全措置を実施するにしたがって、そういうマニュアルであるとか、例示を

すべきだという御意見でございますが、こちら審議会のほうで御意見があつて、具体的に例示するというのは難しいかも分からないですけども、こういうときにはこういうふうに緊急安全措置をしますというような説明のリーフレットをつくったほうがいいんじゃないかという御意見をいただきましたので、その方向で現在考えているところでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございます。私のほうからは、かねてから申し上げているように、私権の制限にならないように配慮しながら進めていただければというふうに要望いたします。

○名取委員長 以上で報告事項4の質疑を終了いたします。

続きまして、資源環境部より4件の報告でございます。

初めに、報告事項6「文京区地域温暖化対策地域推進計画の見直し（案）について」、報告事項7「第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（案）について」の御説明をお願いいたします。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 それでは、文京区地球温暖化対策地域推進計画の見直し（案）について、資料第9号より御報告いたします。

1ページを御覧ください。初めに趣旨でございますが、地球温暖化対策地域推進計画の見直しに当たり、協議会やパブリックコメント、説明会等での意見を踏まえ、案を作成いたしましたので、御報告するものです。

次に、検討会議体につきましては記載のとおりでございます。

次に、素案に対する意見でございますが、オープンハウス型説明会とパブリックコメントを合わせて12人の方から42件の意見をいただきました。さらに、今回は子どもの意見も聴けるよう、素案の趣旨を分かりやすく7分ほどにまとめた動画を作成し、区立の小学4年生から中学3年生を対象とした2つの質問に対し、240人から回答をいただきました。それぞれの内容につきましては、まず2ページ、別紙1を御覧ください。

パブリックコメント及びオープンハウス型説明会でいただいた意見を全て載せております。全体としましては、具体的な対策の実行に関することや、計画の進捗の明確化について、そして、区民や若者の参加を求めるものが複数ございました。計画の中に反映できるものは反映してございます。

続きまして、9ページ、別紙2「子どもの意見について」を御覧ください。回答者240人の内訳は、小学生220人、中学生15人、その他5人でございます。1つ目の質問「2050年の

文京区をどのようなまちにしたいですか」に対する回答は、環境に優しいまち、緑の多いまちを望んでおり、再生可能エネルギーの活用やごみのリサイクル、公園や植樹を増やすことが重要だとの意見を多くいただきました。一方で、地球温暖化対策に関するもの以外の回答が半分を占めており、平和、安心安全、にぎわいに関するものの意見が多数ございました。

2つ目の質問「動画を見た感想を教えてください」に対する回答ですが、まず、動画を見て大変勉強になったという意見を多くいただきました。そして、温暖化の問題が深刻であることを理解し、温暖化を防ぐためにできることを実践していきたいといった感想が多数ございました。10ページ以降に全意見を載せてございます。

続きまして、地球温暖化対策地域推進計画の見直しに関する資料についてですが、27ページ、別紙3、見直し案を御覧ください。前回お示しした素案からの主だった変更点を御説明いたします。全体を通しては、まず、大変分かりやすいと評価をいただいている脱炭素のまちのイメージ図を表紙に採用いたしました。

次に、30ページのコラム目次を御覧ください。計画の理解を深めるため、新たな内容で16のコラムを関連する箇所に載せてございます。

32ページから本文となります。協議会やパブリックコメント等での御意見などを踏まえ、変更した箇所を黄色で網かけしておりますが、計画の内容に影響を及ぼすような変更はございません。

56ページから58ページが計画の目標となります。構成を分かりやすくしていますが、目標値の変更はございません。

61ページからはアクションプランとなります。その中で82ページを御覧ください。暑熱対策について、ボトルディスペンサー型水飲栓の設置やミストシャワーの設置拡充、そして日傘利用の促進などをさらに追加いたしました。

91ページからは資料編となります。データの時点更新や、これまでの検討資料からの追加などをしております。特に115ページと116ページにつきましては、削減目標値を決めるために積み上げた対策の詳細になりますので、新たに追加してございます。

見直し案は以上です。

続きまして、162ページからの別紙4は概要版になります。現行の概要版を基にして見直した内容を反映させたつくりになってございます。

そして、166ページからの別紙5は子ども用概要版になります。こちらは現行のものから大きく内容を変えております。これまで以上に興味を持っていただけるよう、絵を多用して

分かりやすくしております。大人の方にも参考となる内容となっております。

1 ページにお戻りください。最後に、今後のスケジュールでございますが、3月に見直し結果の公表を行います。

資料第9号の説明は以上でございます。

続いての報告事項、第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（案）について、資料第10号により御報告いたします。

1 ページを御覧ください。初めに趣旨でございますが、文京区役所地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区の事務事業に係る温室効果ガス排出量削減等のための措置に関する計画として策定しております。今年度は、現行の第3次実行計画の期間満了に伴い、資料第9号で御説明した地球温暖化対策地域推進計画の見直し内容や、国・東京都などの動向を踏まえ、環境対策部会及び作業グループによる検討会、職員意見募集等を実施し、第4次実行計画案を作成したものでございます。

次に、検討会議体は記載のとおりでございます。

次に、計画案の概要につきましては、(1)計画期間は2030年までの6年間です。(2)削減目標は、まずCO₂排出量については、2030年までに区役所のCO₂排出量実質ゼロにするゼロカーボンオフィスを目指すことから、100%削減を目標とします。次に水道使用料は10%削減、一般廃棄物排出量は20%削減、紙類使用量は50%削減を目標とします。

続いて、(3)職員の率先行動における取組内容について、拡充、見直しを行いました。

続いて、(4)2030年までに全ての区有施設に再生可能エネルギー電力を導入する目標を追加したことと、(5)区有施設のZEB化に関する目標を新たに追加したことにつきましては、別紙の計画案、23ページを御覧ください。再生可能エネルギー電力の導入につきましては、ロードマップを作成し、計画的に進めることや、共同購入スキームを活用することなどの取組について記載し、太陽光発電等のインフラ整備や新技術導入については、民間事業者とのPPAの活用や先進的な技術の活用について記載しております。

24ページを御覧ください。区有施設のZEB化等については、区有施設の新築・改築時には原則ZEB Ready相当以上を目指すいたしました。

1 ページにお戻りください。(6)その他として、第4次実行計画は、庁内の計画ですので、紙配付は行わず、データで共有するため、パソコンで見やすいようにレイアウトをA4縦から横に変更いたしました。

最後に、今後のスケジュールでございますが、3月に計画を改定いたします。

資料第10号の説明は以上です。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 では、資料第11号を御覧ください。プラスチック分別回収事業に係る区民周知について報告いたします。

1の趣旨ですが、本年4月から実施するプラスチック分別回収について、区民周知の実施状況を報告いたします。

2の区民説明会です。(1)の開催スケジュール等は記載のとおりです。2月までに全27回開催いたしますが、現在までに25回開催いたしました。参加人数の合計は984人で、1回当たり平均38人御参加いただいている状況です。土曜日開催の会には、マンションの管理会社の方や管理人の方、マンション管理組合の理事長の方などが、平日開催の会より多く御参加いただいている状況でした。また、区民説明会とは別に、文町連等団体に対して19回説明を行っております。

(2)の主な質問、意見につきましては、説明会でよく聞かれるものを6件記載しております。なぜ回収日を増やすのかであったり、共同住宅における管理人への周知についてであったり、プラスチックとして出せるものや出し方などに関するものとなっております。

3、その他の周知につきましては記載のとおりです。(9)に出張説明会の開催とありますが、これにつきましては、区民説明会を全て終了した後、3月から希望する団体に対して実施するものとしており、現在既に4件の申込みをいただいております。

11号の報告は以上です。

続きまして、資料第12号を御覧ください。小型充電式電池の窓口回収について報告いたします。

1、趣旨です。近年リチウムイオン電池を原因とする廃棄物処理施設等での火災事故が急増しています。このことから、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の適切な処理を促進するため、窓口回収を実施いたします。また、資料には記載しておりませんが、事業実施に当たり窓口となる2課をJ B R Cの協力自治体に登録しております。

2、回収場所は、リサイクル清掃課及び文京清掃事務所、播磨坂清掃事業所の窓口です。なお、回収した電池は、事業者に引き渡すまでの間、絶縁処理を行う等、適正に保管いたします。

3、回収対象は記載のとおり4種類の電池で、膨張・破損しているものや製品内蔵のものも含まれます。

4、処理方法です。J B R Cが回収可能なものはJ B R Cに引き渡し、それ以外のもので、事業者売却可能なものは売却いたします。最終的に引取先のないものは、中防処理施設に搬入し、放電・粉碎処理後、埋立処分することとしています。

5、今後のスケジュールです。本年度内、3月3日から回収を開始予定としております。

報告は以上です。

○名取委員長 ありがとうございました。

それでは、報告事項6、文京区地球温暖化対策地域推進計画の見直し（案）についての御質疑をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、オープンハウス型説明会、パブコメ、また子どもの意見聴取をしていただきまして、ありがとうございます。様々な御意見があつてよかったと思います。今回は子どもの意見を聴取していただいて、私も拝見して、とても新鮮な印象を受けました。自分たちのできることから脱炭素の取組を進めたいという意見や、自分たちのまち、未来に向けた取組をしていきたいといった非常に純粋な決意といいますか、そうしたコメントで、とてもうれしく思いました。

中でも、目標があるということが分かったということで、区民の方に目標があるということとを共有できるということはとても重要なんだなというふうに改めて教えていただきました。とてもよかったと思うんですけども、区として、今回の取組についてどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 今回動画を分かりやすく作成してというところでチャレンジしてみました。相当時間をかけて、手間をかけて、また、ほかの部署にも様々相談して、それで出来上がったものですので、これだけの意見をいただいたということは我々にとっても非常にうれしいことです。また、内容が非常に、先ほど委員がおっしゃられたように、とてもこちらも感動するような内容が多くて、また、気が引き締まる思いがしました。

ですので、こういった一つ一つのお子さんの、子どもたちの小さな決意を一つ一つ無駄にしないように、それが集まれば大きな前進になるはずですので、そういったところを、いろんな啓発活動とか、そういったところにも生かしていきたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございました。将来に向けて、こういった子どもたちが決意をしてい

ただいたことはとても、理解もしていただいたことはとても重要なことだというふうに思いましたので、よかったと思います。また、何かのタイミングでフィードバックできるような、区はこうやっていますとか、今こういう状況ですとか、そういったやり取りはしていけたらいいのではないかなというふうに思いました。

今回の見直し案につきましては、コラムなどもとても分かりやすく、デザインもよくなったなというふうに思いました。質問したいのは、今回、気候変動への適応について、適応計画の位置づけが明確になって、前回のときも報告がございましたけども、今回80ページから82ページまで、暑さ対策についての記載をしていただいていた。前回は追記をしていただいていたんですけども、今回もまた新たな追記もあって、クーリングシェルターという表記がございまして、82ページでしょうかね、81ですね。このクーリングシェルターという表記が出てきたんですけども、これは文京区でいう「ぶんきょう涼み処」というふうに捉えていいのでしょうか。お伺いしたいと思います。

また、その次には、指定暑熱避難施設の整備検討というふうにあるんですけども、これは、このクーリングシェルターと同じなんでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 熱中症対策についてですが、今年度から新たに気温変動適用法に基づく熱中症特別警戒情報というものの改正がございまして、今までは熱中症警戒アラートというものだけだったんですが、そのさらに上の熱中症特別警戒アラートというのが設定されました。その熱中症特別警戒アラートというのは、暑さ指数が、東京都管轄の測定地点の全てが35以上になった場合に発令されるもので、今年度は発令はございませんでした。過去にもそういうことはないので、将来こういったことに、暑くなることに対応するための措置というふうに考えていただければいいんですが。

その際に、特別警戒アラートが発令された際に、涼を取ることができるようなそういう施設というものがクーリングシェルターと呼んでおりまして、先ほど言われた、指定暑熱避難施設とこれは同じものでございます。言い方が違うだけですので、呼び名が違うだけで、全く内容は同じですので、ここの表記は分かりやすいように修正したいと思います。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。そうした国の取組に伴ってこうしたクーリングシェルターというのが出てきてということですね。分かりました。

暑さ対策は、区民の方からもいろいろ御意見をいただいていますので、このように具体的な

取組をしていくという計画に入れていただいています、大変ありがたいと思いました。

また次のページ、82ページにも具体的な対策、また追記をしていただいています、ボトルディスペンサー型水飲栓の設置であるとか、ミストシャワーの設置拡充、日傘利用の促進とありまして、この中でミストシャワーの設置というのは、これは公園につけていくようなものが、区内にどこかつけていくという、区がつけていくというような、そういったものなんでしょうか。これをお伺いしたいのと、あと日傘利用の促進というのはどういう推進をしていくのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 まず、ミストシャワーにつきましては、これも協議会ですとか、パブリックコメントなんかでも要望がございましたので、庁内でも議論して、それで追加をさせていただきました。公園等についているミストシャワーにつきましては、工事も伴いますし、計画的に設置しないといけないわけですが、可搬型といいますか、扇風機を大きくしたような形のミストシャワーというのもございますので、そういったのは一時的にイベントのときとか、そういったときにも借りて採用したりとか、そういうことはできますので、そういったものも大いに利用して、また計画的に設置するものも積極的に計画してもらってというところをイメージしております。

そして、日傘の推進につきましては、かねてより女性の方は大いに利用していたんですけど、男性の利用というのが最近が目覚ましく増えておりまして、といってもまだ少数派ですので、これが、利用した方のお話を聞くと格段に違うよというようなことが、皆さん口をそろえておっしゃいますので、そういったところを、まだ一步踏み出せない男性に踏み出してもらうために何か貸出イベントのようなものもできたらいいなというところで追加させていただきました。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 よく分かりました。説明していただくとよく分かりました。

ミストシャワーも、これは非常に区民の方も喜ばれるのではないかなと思います。夏になると、本当に子どもたちがかわいそうな感じで、イベントとか、公園でもそうなんですけども、積極的に使っていけるようにしてほしいなと思いました。

また、日傘利用についてもよく分かりました。私も朝、駅頭に立っているんですけども、夏の間は本当に暑くて、日傘さそうかどうかと悩んでいたところでしたので、こうした後押しをいただけると、積極的に使っていこうと。また、区民の皆様にも啓発していければなど

いうふうに思いました。

今回こうした暑さ対策もしっかり書き込んでいただきましたので、またしっかりと具体的な取組を展開していただきたいと思います。ありがとうございました。

○名取委員長 ほかはよろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 それでは、以上で報告事項の6を終了いたします。

続いて、報告事項7、第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画(案)についての御質疑ある方。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。まずP17のところをお尋ねできればと思うんですけども。この紙の使用量の削減のところなんですけども、もともと3,000万枚ほどだったのを2,400万枚に減らしますという目標だったんですけども、実際には3,500万枚ぐらいに増えてしまいましたということなんですけども、この区立の小・中学校の児童・生徒が何と45%も増加したということで、その影響が大きいんだろうなとは思っているんですけども、もともとこの中の内訳で、学校で使う紙の量というのはどのぐらいあるものなんでしょう。

それから、これはあくまで1人当たりの枚数というのも横ばいになっていて、これは職員・教員1人当たりの紙使用量ということなんですけども、恐らくその紙使用量全体には生徒さんが使う分も含まれているということでこういう数になっているとは思いますが、そうすると、恐らく学校の生徒さんが使うところを除いては、相当にペーパーレス化が進んでいるんだろうなというふうに、その差引きでこの1人当たりが横ばいという感じなのかなというふうには思っているんですけども、そこら辺の内訳と、これまでの成果というところを教えていただければと思います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 内容については委員御察しのとおりでございます。やはり学校の生徒数が大幅に増えたというのが大きな要因になっておりまして、個別で見えますと、区長部局と教育部局のほうとの割合というのは、すいません、手元にございませんですが、こっちの庁舎のほうについては、実はもう削減は進んでいるんですね。それでまた学校のほうの生徒数の増加によって全体は増えているという結果にどうしてもなってしまいます。

ただ、職員数で見ると、学校のほうもそれほど増えているわけではございませんので、増え続ける要素がある中で、全体で把握するのではなくて、職員数という形で一人一人がど

うなんだろうということで見せたほうが見える化もしやすいですし、様々削減していく上での努力の結果というのも分かりやすく解せると思いますので、今回は、職員1人当たりの削減数というものを目標にして、50%を目指すというところに目標を設定いたしたところでございます。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。とはいっても、多分、教員1人当たりの紙使用量というのに、多分30人だかついてくる生徒さんが使う紙というのが計算上は含まれるわけですね。分かりました。多分教育現場では、どうしても紙というのは必要な場面は多いとは思いますが、もちろん様々な配布物のオンライン配信も始まって、一括でシステムを導入されて、オンラインの配信も始まっておりますし、それからタブレットの活用も進んでいるとは思いますが、紙がどうしても必要な場面はあると思うので、あまり教育現場に過度な負担にならないかなというふうに思っております。

あともう一点だけなんですけれども、P26のところで、建物についての断熱とか遮熱についての記載がございます。これも様々な公共施設で、特に最近は学校なんかでエアコンがついていても、もはや教室が冷えないというところで、鉄筋コンクリートの住宅ではないですけど、集合的な建物であっても、断熱が必要だねということは非常に意識されていると思いますし、今後工事なんかも進んでいくと思うんですが。

このシビックセンターに関して言うと、改修はあるものの、断熱とか遮熱についてはあまり話題になってないようには思うんですけど、その辺りは、技術的なところも含めてどうなんでしょうか。どう御覧になっていらっしゃるでしょうか。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 私が聞き及んでいる範囲では、皆さんも御体験のように、西日が当たったりとか、朝日もそうですが、廊下側の窓なんかは、実はこれは遮熱のフィルムを貼ったりとか、あとブラインドを設置したりとかというところは、この改修計画の中でもう既に行われているというところは聞いておりますので、そういったところでの断熱対策というところは一定進んでいるものかと認識しております。

○名取委員長 依田委員、よろしいですか。

品田委員。

○品田委員 区役所のゼロカーボンオフィス実行計画ということで見せていただきました。まず10ページ、今質疑があった、職員一人一人のいろんな削減目標があって、まずは一人一人

からというお話があったんですが、特に電気代については、職員が増えてきています。このところ。それから、一人一人パソコンで仕事をされて、D X化も進むという中で、なかなか電気については、L E Dとか省エネ型はしていると思うんですが、削減するのはちょっと難しいながら、一層の工夫はどういうことが要るのかなというふうに思いました。

それから21ページ、資源のところ、まずは1階に水がくめるようになりまして、ありがとうございました。早々にやっていただいて。ペットボトルなどをまだ使っている人が多いのかなと職員の中で思って、みんな、区長もはじめ、みんなマイボトルを持って、職場で水がくめるようになっていきますよね。ああいうところを利用しながら、もう少しマイボトルの持参の使用を進めてもらいたいなというふうに。まだ結構1階のコンビニにペットボトルを買いに行っている人を多く見かけます。

それから23ページ、いろんな太陽光発電もある中で、今、最近ペロブスカイトが非常に大変注目されていますけれども、まだ実用化になかなか難しいというふうには思いますが、私はすごくこれは、太陽光発電だと設置しなくちゃいけないんですけども、こういう形で壁とかいろんなところにフィルムを貼るような形ということで、これが早く普及すればいいなというふうに思っている。どこか新築のところの一部にでも、最初は高いかもしれない、費用はかかるかもしれないですけども、啓発という意味でもどっか使って、実際に見せてほしいなというふうに思っています。これが広がると本当にいいなというふうに思っています。

それと24、Z E B化のところは、建設委員会でも視察をさせていただいて、再エネと、つくるほうの創エネのほうの現場のホテルを見せていただいて、非常に斬新なホテルも見せていただきながら、民間ではこうやって努力をしているんだなというところを見せていただいたので、シビックセンターの中ではなかなか難しいというふうには思いますが、新しく建てる建物については、やはりZ E B化が必須だというふうに思いますので、ぜひ、Z E B化が進むように、資源環境部としても進めていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 まずは1点目、電気につきましては、シビックの大半を占めるのは照明と空調というところになります。その中で、職員が使うパソコンですとか、そういったところの電気も、職員数が増えれば増えますし、またペーパーレス化に伴って、余計にパソコンもディスプレイも増えてというところになってしまいうんですが、その中でも職員の身近でできるところというのは、しっかりと無駄をなくすというところですので、再生可能エネルギー

一に変えることも大切ですけど、まず一番の基本は省エネです。もう電力、エネルギーをいかに少なくするかというところが、これがなくては次はありませんので、そういったところは、無駄をなくすということで、消し忘れとかそういうことがないように、残業する場合も残っている人の上だけとか、そういったところを徹底していくということしかございません。

まず、それと2番目につきましては、マイボトルの拡充を広めるというところはそのとおりでございます。ただ、庁内で今の冷水が出るものに変えてからは、私の個人的なんですけど、各フロアにあるごみ集積場のペットボトル用のごみ箱は非常に減ってきたような気はしますので、さらにマイボトルを推奨していきたいというふうに考えております。

3番目のペロブスカイトが広がるとよいというお話は本当にそう願っております。最近につきまして、技術的にはできても施工的にどうかというところは、もう少しみたいですけど、近い将来、普及するのは間違いございません。一方で、従来のシリコン型でも、もう薄く曲げられるものも出てきておりますので、そういった様々、ペロブスカイトに限らず、先進技術というのはいろいろアンテナを立てて情報収集に努めて、そして、そういった施設を持つ所管課に対しても情報提供していきたいと思っております。

あと最後、ZEB化が必須だということにつきまして、今回ようやくこの実行計画の中で、ZEB化についてを触れることができました。これが大きな一歩でございます。ですので、あとはやるだけというところで、全庁を挙げて、計画の際には様々な検討に取り組んで、ZEB化の検討に取り組んでいくというところを実施していきたいと考えております。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 努力していただいているのは、日々見ておりますので、ありがとうございます。

かしわの太陽光発電も導入に向けて、秋には完成でしたかね、ということで楽しみにしていますし、そうやって創エネ・再エネをしていただくように、これからは環境政策課として、また部として、全庁的にと横串が刺せるように、どうぞ進めていただきたいと思います。以上です。

○名取委員長 ほかはよろしいですか。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回の実行計画のほうでは、まず14ページの目標のところで、本来であれば民生事業部門なので、2013年度比は60%削減が目標のはずなんですけども、区役所として大きく100%削減するというところで、高い設定になっていまして、大変に意欲的であると思えますし、また区民の皆様にも評価いただけるのではないかと思います。

その上で最終ページにロードマップも示していただいています、今後の毎年、大変に大きく、毎年毎年大胆に削減されるグラフが示されているんですけども、ここに1、2、3、4、5、6と少しずつ施設を拡充するような記載がありますけども、これはどのような取組でいらっしゃるのか、お伺いしたいのと、また、費用については大きくなっていくのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 最終ページに載せておりますロードマップ（案）でございますが、2030年のゼロカーボンオフィスを目指すに当たって、区有施設のエネルギーをいかに再生可能エネルギーにしていくかと、二酸化炭素を排出しないエネルギーに変えていくかというところのロードマップでございます。

費用も発生することでございますので、各年度ごとになるべく平均した費用でできるようにということも考えながら、あと、どうしても大きい施設で指定管理になっている施設がございます。そういったところについては、その指定管理の契約の年度内におきましては、なかなか変更というのは難しいので、その指定管理の更新の時期を狙って、そういった再生可能エネルギーの利用を仕様のほうに載せるとか、そういったことまで加味して、このロードマップを立てております。

内容といたしましては、電気とガスを、いかに二酸化炭素を発生しないエネルギーに変えていくかというところのものでございます。例えば、最初の段差のところでございますが、既に来年度の4月から新しい電気契約ができるように、そこには電気直営で、直営委託で33施設と予定されておりますが、実際は34施設において再生可能エネルギーに転換することが、もう既に進めてございまして、4月から変えられる予定でおります。ガスにつきましても、シビックセンターにおいて、カーボンニュートラル都市ガスへの切替えというのが検討されているところでございます。

そういった形で、2030年までに段階的に実施していき、最後どうしても二酸化炭素が発生してしまうガソリンですとか、ものがどうしてもございますので、そういったものは、今行っているカーボンオフセット、これで相殺するというところで、最後はゼロにできるというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。意欲的に今の計画をして、各年度、平均的に削減するというような取組ということでよく分かりました。

費用についても、どうなるのかももう一回確認したいんですけども、大変に大きくなってしまうのか、その辺りはどのようなイメージでしょうか。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 例えば電気でもガスでも、再生可能エネルギー由来のものに変えるということであれば、従来のエネルギーに対して環境価値分のお金というのは当然上乘せされるというところが予想されるところではございますが、現在、様々な方面で検討をしているところで、例えばリバースオークションというところが、前のこの委員会でもお話が出ましたが、そういった制度を活用することによって、20%ほど電気のほうは削減できております。

そしてまた、主に教育施設のほうで使っております東京エコサービスからのごみ焼却熱による電気、これも、今までは23区の割当てが決まっていたところが、急に割当てが増えたというところがございまして、それに転換することによって、これも従来の東京電力の料金よりも1割ぐらい安く契約することができます。

さらに低圧の施設におきまして、協定を結んでおります東京ガスの電力メニューを使うことによって、1割ほど安い契約ができるというところにこぎ着けておりますので、今年度といたしますか、来年度の電気に限っては、逆に金額が安くなるというところがございます。ただ、これはこの先もそういう状況が続くという保証は一切ございませんので、その年度ごとに最善の契約方法を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よく分かりました。リバースオークションなり、また東京エコサービスですか、そうしたものが増えて、使えるようになったということでございますし、また、東京ガスの電力メニューも使うということで、こうした様々な手法を用いられて、費用についても大きくならないように頑張っているということで、毎年どうなるか分かりませんが、引き続き、ぜひ様々な取組を、手法を活用して、費用についても工夫をしていただきたいと思いますし、また、何よりも区民の皆様にもその点についても御理解をいただけるよう、周知啓発も必要かと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど品田委員も触れられていましたけども、ZEB化についてです。23ページのところで、いよいよ第一歩というふうに先ほど課長もおっしゃっていましたが、ZEB化については、これも本当に理想というか、目指すべきところであると思います。しかしながら、コストもかかるというふうに思うんですけども、その点についてどうなんだろう、

文京区はこれからZEB化を目指していくんですが、23区では、先進自治体など、どのように進んでいるのか、そういった状況をお伺いしたいのと、区としてどのように進めていこうというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 現在のZEB化の状況、23区のZEB化の状況につきましては、ZEB認証の区有施設のある区が23区中15区ございます。その15区の中では品川区が圧倒的に多くて、ZEB認証を受けた施設が10施設、予定しているものが、準備中のものが11施設ございます。2番手は大きく差があるんですが、港区とか世田谷区が3つ、3施設だったりというところで、15区がそれぞれZEB化の施設を持っています。

ですので、文京区はそのほかの区ということになってしまいますが、今後は一つでも増やしていけるように。今から計画される施設というものができるのは、もう3年4年5年先というところになります。そのときにできたものがZEBに対応していない、もしくはそういうものが考えられていないということになると、これは、そのときになると後悔もあると思いますので、今のところ、今のときにできる技術を最大限用いて、もちろん費用面は考えなければいけません、そういったバランスの取れた、そういった施設をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○名取委員長 岡村政策研究担当課長。

○岡村政策研究担当課長 ZEBに関する施設の整備に関するところですが、公共施設等総合管理計画のほうにも、脱炭素化の推進方針ということで書いてございまして、本年度からこちらにのっとった考え方ということは全庁にも周知がされているところでございます。本年度、資源環境部さんと共に地球温暖化対策の実行計画の改定に当たって、こういった、どれぐらいのZEB水準にするのかというようなところも、自然環境部と、あと施設管理部とも協議を進めながら検討を進めてきたというようなところでございます。

また、今後、具体的に整備に当たりましては、ZEB化の推進に当たって、事業所管課だけではなくて、私たち企画政策部、また施設管理部とも連携をしながら、積極的に進めてまいるところですが、先ほど宮本委員からございましたとおり、コストの面、また施設の状況によってZEB化がどれぐらい図られるかということ全てがZEB Readyに対応できるかというようなところは、必ずしもそうではないと考えてございますので、積極的に取り組んではまいりますけれども、各々の施設の状況によりながら考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よく分かりました。そうですね。確かに公共施設総合管理計画にも明記されているということで、区としては着実に進めていっていただきたいと思いました。

また、他区の状況をお伺いしたんですけれども、品川区が大変に進んでいるということでしたが、そうした先進自治体の状況、取組状況などもよく研究していただきながら、文京区としても進めていただきたいと思いましたので、お伺いしました。よろしくお願いします。

また、ペロブスカイトなどの新技術の積極的活用についても、区有施設に展開していくことを、品田委員もおっしゃっていましたが、ぜひ活用していただきたいと思います。

最後に、先ほどの報告事項のほうで、文京区の地球温暖化対策推進計画見直しの中で、子どもたちの意見の中で、脱炭素を体感できる施設があるといいと思うというのがありまして、これは非常にいいなというふうに思ったんですけれども。私たちも昨年視察で愛媛県のZEB化されたホテルを視察しまして、非常に、まさに体感できる、感動する施設でございまして、そうした施設を特に子どもたちが体感できるものがあるのかなというふうに思いまして、今度、b-1a bも新しくつくるといふふうになっていますけれども、そうしたところで実装していったらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 環境政策課としては、ぜひそういったものの実現に取り組んでいけたらいいと考えております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。様々な手法を工夫していただいて、今後も具体的な取組を展開していただきたいと思います。ありがとうございます。

○名取委員長 ほかはよろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 1つだけ質問させていただきます。区有施設は再生可能エネルギーに切り替えていくということなんですけれども、学校施設のエネルギーは先ほど来、話題に出ております東京エコサービスの清掃工場のごみ焼却時の余剰電力をベースとした電気を使っておりますが、焼却のエネルギーイコールどうしてもサーマルリサイクルではないんですかというような疑問を持ってしまうんですけれども、こちらは再生可能エネルギーの一種だそうですが、御説明をお願いしますでしょうか。

○名取委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 この東京エコサービスのいわゆるごみ発電と呼ばれるものは、広く言えばバイオマス発電、ごみは植物由来のもので、そういった例えば食品の食べ残しですとか、あと木材のチップ、そういったものがよくバイオマス発電として使われます。それは植物由来ですので、二酸化炭素を吸ってできた植物由来ですので、燃やして出る二酸化炭素というのはキャンセルされるという考えの下で再生可能エネルギーの扱いというふうに一般的になっております。

ですので、23区のごみ焼却場で燃やされるごみも、同様に再生可能エネルギーというふうに捉えてはおりますが、その中には化石でできた、そういったごみもあるので、その辺りは少し考えるところはあると思いますが、ごみ発電は再生可能エネルギーということで区のほうでは捉えてございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 御説明ありがとうございました。文京区役所の計画ですから、私たちも協力して、2030年実質ゼロを目指していきたいと思っています。ありがとうございました。

○名取委員長 よろしいですか。

以上で報告事項7の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項8、プラスチック分別回収事業に係る区民周知についての御質疑のある方。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。熱心に、この4月から始まるプラスチックの分別回収の周知啓発、ありがとうございます。この取組の説明会も見させていただいたんですけども、恐らくまだまだ多分実際御存じない方はいらっしゃるんだろうと思います。さはさりながら4月に始まるということで。ただ、新たに、今収集がない日にプラスチックの収集を始めるということですので、よくも悪くも混乱はなく始められるのかなというふうには思っております。

実際のところ、どのぐらいの規模感で本当に皆さんが参加してくれて始まるのかということは何とも分からない部分はあるかもしれないんですけども、区のほうの体制としては、回収の人員とか車両とかの規模というのは、どういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。燃えるごみの日の回収体制と比較して、どのぐらいの規模感で今は考えられているのかというのを教えていただければと思います。

○名取委員長 高橋文京清掃事務所長。

○高橋文京清掃事務所長 プラスチック分別回収についての作業体制でございますけれども、今、曜日によって異なるところではございますが、日にプレス車と小型回収車のほうが大体10台から11台ぐらい運搬に回る予定でございます。プレス車のほうには、運転職員と回収の職員、合わせて3人が乗る予定でございます。一方で可燃ごみにつきましては、今、日にプレス車が44台回っておりますので、そうした形の規模感となっております。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。これは年度を通しては一応途中での変更は今のところないというような考えでいいのでしょうか。というのをお聞きしたいと思います。

あと、この44台に対して10台から11台ということなので、恐らくこれは、かさとしては、かなり結構な量はプラとしては出るんでしょうけども、プレスすれば、重量とかに関してはそんなに出不いのかなということで、このぐらいの規模になっているのかと思います。失礼しました。それで、ごめんなさい、最初の、取りあえず年度を通してはこの体制でいくということでもいいのでしょうか。

○名取委員長 高橋文京清掃事務所長。

○高橋文京清掃事務所長 基本的には回収車両と人員につきましては、先ほどの規模にはなるんですけども、例えば年末年始作業ですとか、そういう回収量が増えるところにつきましては、臨時車両ですとか、そうしたところを準備いたしまして対応する予定でございます。

○名取委員長 よろしいですか。ほかに。

品田委員。

○品田委員 説明会等お疲れさまです。近隣の区民にいろいろ聞くと、これはどっちなの、これはどっちなのと、もう事例を挙げないと迷っているというのが実態なようで、私に聞かれても全部答えられませんといって、説明会も開いていただくんですけども。慣れれば、区民の方はしっかりと分別してくださると思いますので、それまではいろいろ細かいところはあと思いますけれども、周知、また啓発を徹底していただきたいというふうに思います。

それで、ごめんなさい、もしかしたらもう説明はあったのかもしれませんが。「モノ・プラン」の中に1人当たりのごみの減量が89グラムを目標にしているじゃないですか。それで、今回のプラスチックの分別によって、少しは減量になるのかどうか、目標の、なるというふうには思うんですけども、まだまだ努力が、区民の皆さんにお願いしなくちゃいけないところがあるのか。プラス、目標では中間で7年度から12年度にかけて100グラムぐらい減らさ

なくちゃいけないというふうに書いてあるんですが、目標値に関して、プラスチック分別は
どういう寄与をするんでしょうか。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 もちろん、プラスチックが可燃ごみの中から、15%ではありますが
が、除かれていくということです。当然、可燃ごみの1人1日当たりの量にしても減少
するという事になっています。

また、どのぐらい排出、プラスチックの分別回収に御協力いただけているかということに
つきましては、次年度、上半期中、9月10月になってしまうか分からないですけど、その辺
りにまた、今年度も実施させていただきました、ごみの排出量調査、ごみの組成分析調査で
すか、どのぐらいの量の生ごみとか、そういうのが入っていて、今までプラスチックがこの
ぐらい入っていたけど、今回の分別回収事業を始めたことによってこのぐらい減りましたと
いうことの調査を実施させていただきます。その辺につきましても、どのぐらい減っている
んだということを皆さんに分かっていただけるように、調査結果ですとか、そういったもの
は区報等を通じて公表していきたいなと思っていますし、さらなるごみの減量、断捨離等を
進めていただければありがたいなというふうに考えているところです。

○名取委員長 品田委員。

○品田委員 今でも可燃ごみと不燃ごみでどっちというものもあったりして、迷うところがあ
るので、今度一つプラも増えると、多分秋ぐらいに調査をするということなので、間違いや
すいものとか、みんなが迷うものというのはちゃんと明らかにして、これはこっちですよ
というような形のプラスチック分別ですよという形で、本当にきめ細かく分かるようにしてい
ただくと、また分別が進むのかなという気がいたしますし、私自身もまだ迷っているところ
もあったりしますので、区報とかを見ながらとか、あと説明会で、ボトルみたいなのはす
ごく分かりやすいんですけども、迷うところの品もあるので、その辺が、区民が迷わないよ
うに、どうぞきめ細かく御説明や啓発をしていただくようお願いします。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 区民説明会においてもよく出されるのがハンガーなんですけど、
ハンガーが完全に引っかけるところまでプラスチックでできているものは、全てプラスチッ
クでできている製品になりますので、この4月からプラスチックとして排出していただけれ
ば回収をいたします。ただ、引っかけるところだけ金属でできているものがあります。そう
しますと、これはプラなのか、不燃なのか、可燃でいいのかというふうに迷われることもあ

と思うんですけど。

簡単にプラスチックと金属が分離できるようなものであれば分離していただいて、金属部分は不燃、プラスチック部分はプラということで出していただければと思うんですけど、なかなか取れないよというものにつきましては、その量ですね、金属の量とプラスチックの量のどっちが多いかというところで御判断いただきたいと思っております。それも、ハンガーなんかだと、どうしても掛ける部分のほうは容量としては大きいので、その場合には今までどおり可燃として出していただく。ただ、半々ぐらいな状態で分かりにくいと、簡単に例が挙げられませんが、そういったものにつきましては、お手数ですが、こちらのほうに、窓口に御確認いただくですとか、あとは、そういったものもできるだけ、こういったものがあるかというのをこれから検証して、今、委員言われたように、できるだけ区民の方に、分別とかがしやすいように例示していければというふうに考えております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。精力的に説明会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。地域の皆様も理解をしている方が増えているという感覚ではあります。

以前も触れさせていただいたかもしれないですけども、外国人の方が大丈夫かなという心配のお声もありまして、断続的にプラごみ以外でも、普通のごみでも違う日に捨てたりとか、そうしたトラブルがありまして、お声もいただいています。そうした意味で、文京区内でそうした外国人を受け入れている学校とか、また不動産会社など、そういったところにも周知・指導していったらいいのではないかなというふうに思ったんですけども、この点についてはどのような対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○名取委員長 高橋文京清掃事務所長。

○高橋文京清掃事務所長 近年外国人の人口の増加に伴いまして、ごみと資源の分け方、出し方ですとか、集積場利用のルール、マナーの周知啓発に関しては、多言語化対応が求められてきているところかと思えます。さらに4月からプラスチック分別回収が始まるというところで、より、その辺りが複雑になるということで、外国人の方に対する周知啓発は一層重要と認識しております。

このため3月に全戸配布を予定しております、「ごみと資源の分け方・出し方」、そちらのパンフレットの裏面に、英語、中国語、韓国語版に対応したホームページにリンクするQRコードを今回新たにつけておりまして、また集積所の看板のほうでも、同様にQRコードをつけたものを今新しく作成しておりますので、そうしたところを外国人の方が利用される

集積所などで御活用いただけるようにしてまいりたいと考えております。

また、令和7年度からは、清掃事務所のほうで、ごみの排出調査・指導を行っておりますふれあい指導班のほうに、A I 通訳機などの端末も導入を考えておりまして、そういったところも活用しながら、外国人の方に対しても、より分かりやすい説明・指導を行ってまいりたいと考えております。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今回の所長の答弁に加えまして、これまでも行ってはいたんですが、戸籍住民課で転入してくる外国人の方に対して、この「ごみと資源の分け方・出し方」と、これの簡易版で、英語、中国語、韓国語のものをつくっております。また、今回、説明会等でお配りしている、この「プラスチックの分別回収始めます」、これもホームページにも掲載はしているんですが、実際、戸籍住民課の窓口で、英語、中国語、韓国語につきましては配布をさせていただいているところです。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 様々取り組んでいただくということで、分かりました。ありがとうございます。

集積場は本当に、今までもそうなんですけども、違う日に出されて、カラスが、ネコが散らかして、それを片付けるのは本当に大変でして、それを本当に困っている住民の方が、区民の方がいらっしゃるの、どうか外国人の方には、もうしっかり指導していただくという、か、郷に入らば郷に従えという部分もありますし、地域のマナーでありルールなので、その辺をしっかり認識、理解をしていただいて、守っていただきたいなというふうに思いましたので、お伺いしました。ありがとうございました。

○名取委員長 それでは、3時になりましたので、休憩させていただきます。3時半から委員会を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時30分 再開

○名取委員長 それでは、これより建設委員会を再開いたしたいと思います。

初めに、橋本環境政策課長より答弁の修正の申出がありましたので、これを許可いたします。

橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 報告事項7の「第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（案）について」における、宮本委員の再生可能エネルギー導入の費用の質問において、東京ガスの電力

に切り替えることで1割の削減が図れると発言しましたが、1%の削減の間違いでしたので修正させていただきます。

(「9%違っちゃったね」と言う人あり)

○名取委員長 ありがとうございます。

それでは、宮本委員の質問が今終わったところですよ。ほかにはよろしいですか。

そうしましたら、小林副委員長。

○小林副委員長 まず、プラスチック分別回収の説明会で、マンションの場合の管理人の確保や人件費の増加などで問題になっていなかったかどうかということと、皆さん、マンションが文京区は多いですから、順調にその辺の手配などは進んでいるのかどうかということをお伺いします。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 実際、マンションの管理人さんの中では、自分がどういうふうに動いていいのかわからないといった趣旨の御意見が毎回数件ずつ出ているような状況でした。管理会社のほうから、しっかりと管理人に連絡が行っているところにつきましては、割と安心して、こういうふうに自分たちは動けばいいんだということを御理解されている管理人さんもいらっしゃいましたし、また、管理会社のほうから、しっかりとそういった連絡が行っていないような管理人さんにつきましては、なかなか1日勤務日が増えるということも自分では決められないし、どんなふうに排出をしていいのかもよく分からないというような御意見もありましたが、今年に入ってから説明会では、割とその辺り、どういうふうに分ければいいのか、どういうふうに出せばいいのかということの具体的な出し方についての御質問が多くなってきているようで、割とその辺は管理会社のほうからも周知されているのかなというふうに考えています。

また、金額的なものと、人員的なものがマンションそれぞれにおいてどう措置されているかといったところについては、我々としては関知していないところです。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 マンションはたくさんありますけれども、もう本当に全部に周知、どのぐらいマンションは大丈夫な状態になっているのか、感覚としてどんな感じでしょう。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 マンションにおきましては、区内に約2,000棟あるマンションの管理会社ですとか、あとは宅建協会さん、全日不動産さん等を通じて、皆さんに4月からプ

プラスチックの分別回収が始まるといった周知をしていますし、また、ほかのごみの収集日に、実際に作業員が管理人さんのところに行って直接お話をしたり、あとは会えない場合には、先ほどのプラスチックのパンフレットを投函させていただいたり、そういったことで周知については徹底しているという状況です。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 分かりました。マンションの管理人の件とかは、実際に参加した人たちの中で、私のほうにも意見をくださった、多かった意見なので、ぜひ丁寧な説明や周知をこれからも引き続きよろしくお願いいたします。

また、一般質問の話かもしれないんですけども、ごみのことで今まで聞いていたことと同じなんですけれども、資源ごみの回収の際のコンテナの出し入れについて、今回プラスチック分別回収も始まりますし、大変な時期かと思うんですけども、何か対応策で動いたりしているのかどうか、状況をお聞かせください。

○名取委員長 高橋文京清掃事務所長。

○高橋文京清掃事務所長 資源につきましては、現在資源回収用のコンテナのほうを集積所の利用者の方をお願いしておりますけれども、地域住民の高齢化ですとか、共働き、単身世帯の増加といった理由などによりまして、コンテナの管理が負担になってきているという声があることは認識しております。このため、他区におきましては、コンテナの管理を資源回収事業者に併せて委託しているところもございますので、現在そうした取組や事業者からのヒアリングを行っているところでございます。

コンテナ管理を区で行う場合には、人員、車両や、あとコンテナの保管場所といった保管場所の確保、またその運用方法の確立ですとか、その辺りが課題になってくると捉えております。

今年の4月からのプラスチック分別回収の開始に伴いまして、また清掃車両と人員が増えますので、今後デジタル技術の活用なども含めまして、効率的な回収体制の構築と併せて、研究のほうを進めてまいりたいと考えております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 実際に困っていらっしゃる方とかもいると思うんですけども、そういう場合は個別対応とかをしてくださっているんでしょうか。

○名取委員長 高橋文京清掃事務所長。

○高橋文京清掃事務所長 資源につきましては、コンテナのほうに出していただくところが多

いところではございますが、それが、コンテナの管理が負担という御相談がありましたら、コンテナを利用せず、中身が見える袋にそれぞれ種類ごとに分けて出していただく形でも回収しますということで、御案内のほうをさせていただいております。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 もし分かればいいんですけども、参考までにどのぐらいの件数、そのゴミ袋対応をされているのでしょうか。

○名取委員長 高橋清掃事務所長。

○小林副委員長 すいません、件数に関しては、全く把握はできていないんですけども、まだ今のところはコンテナを利用されているところのほうが圧倒的に多い状況でございますけれども、場所によっては袋出しされているところもあるという状況になってございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 では、引き続きぜひ検討を進めて、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに要望いたします。

○名取委員長 よろしいですか。

有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 すいません、プラスチックのほうに戻るんですが、先ほど、共同住宅の管理人への周知の徹底ということなんですけど、この後につきましても、集積所の看板の表示の貼り替えもありますし、あとは、マンションですと保管庫の中にそういった看板が設置されていて、区の職員が入り込めないと言ったところも多数あります。そういった保管庫の資料の貼り替えにつきましては、管理人さんにお願ひしますので、その際に改めて分別回収について御協力をお願いしていくということになっております。

○名取委員長 以上で報告事項8の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項9、小型充電式電池の窓口回収について、御質疑のある方。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。このリチウムイオン電池をはじめとした充電電池の処分については、多くの方が途方に暮れていたところだと思いますので、回収が始まるのは大変ありがたいことだと思っております。

これについても、ですから周知を非常に積極的にやっていただければ大変ありがたいと思うんですけども。この回収対象として、もちろんリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池等と、電池の種類で書かれておりますけれども、周知するに当たっては、こ

の括弧の中にあるように「製品内蔵型を含む」と書いてありますので、電池自体はその製品の中に含まれているということが一般的なのかなと思いますので、そこら辺はどんなふうな表記で周知をしていくお考えでしょうか。

○名取委員長 有坂清掃リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 周知につきましては、今も区報2月25日号の4面に出しております、電池の種類とかそういったものは絵でも掲載はしているんですけど、非常に分かりにくいのかなというところもあります。

それで、実際に回収を始めますのは、先ほど報告のときにも申し上げましたが、3月3日の月曜日からということになっていまして、区報とホームページは既に出ているんですが、3月3日以降、地域活動センターで、こういった「リチウムイオン電池 捨てちゃダメ」というチラシと、これよりも大きいポスターの掲示ということをやっていきます。その中では、最近はやりのハンディファンですとか、あとはモバイルバッテリー、電子たばこ、デジタルカメラのバッテリーとかワイヤレスイヤホンというものを図で明示しておりますので、こういったところで少しでも分かりやすくというふうに考えております。

○名取委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。まさにその製品をそうやって掲示していただくのがいいかなと思っていたので、それだけ提示していただくのは大変いいかと思います。引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○名取委員長 ほかは。宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。公明党としてもこの窓口回収について本当に感謝しております。地域の方からも、モバイルでバッテリーが膨張してしまって、手に負えなくなっているといった、そんなお声もありまして、本当にありがとうございます。

確認なんですけども、回収した小型充電式電池は、「事業者引き渡すまでの間、絶縁テープで絶縁処理したものを、消火剤を取りつけた蓋つきペール缶で適正に保管する」とあるんですけども、これは、そういった安全管理というのは大変に重要なものでして、こういったやり方をしていただくと思うんですが、イメージが持ちにくいので、どのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 ありがとうございます。見本をお持ちしましたので。まず、電池本体につきましては、端子のある部分、そこを絶縁テープ、セロテープとかそういったもの

でも構いませんので覆っていただきます。ただその覆っていただくときに、できるだけ、これも後ろにリチウムイオンのマークがついているんですが、透明なセロテープであれば覆ってしまってもいいんですけど、半透明というか、不透明で、中で見えないようなテープで絶縁される際には、その部分を隠さないように絶縁していただきたいなということと、あまりにも膨張していて、壊れそうなものとかというのは、できる限り隙間を埋めるような形でやっていただければなというふうに考えています。

また、非常に発火したりすると危ないということで、これがペール缶というもののんですが、中が真空になるわけではないんですが、ここががっちり閉められるようになっていますので、できるだけ、後から火が出たときに空気がそれほど入り込まないような状況、また、中が発火して100度以上になると、消火剤がついていまして、これが熱で溶けて、消火剤が落ちて火を消すということで、安全対策は万全ということになっております。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よく分かりました。危険なものだというふうによく聞いていましたので、どうやってやるのかなというふうに思いましたが、しっかり対応していただけるということで、安心しました。

そのテープを貼るというのは、お持ちになった方が貼って持ってくるということなんですか。どうでしょう。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 貼って持ってきていただいても構いませんし、貼らないで持ってきていただいても、窓口のほうで対応いたしますので、どちらでも大丈夫です。

○名取委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。安全優先でお願いしたいと思います。

また、今回はこのシビックの窓口と清掃事務所の窓口になるんですけども、今後ぜひ地域活動センターなどでも、安全確保ができるようであれば、お願いしたいと思いますので、要望でお願いいたします。ありがとうございます。

○名取委員長 ほかによろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 先ほどの説明、よく分かりました。ありがとうございます。それで、今回、電池の回収は、例えばシビックの1階にあるみたいな回収ボックスに入れるのではなくて、窓口まで持ってきてもらって、安全対策のために手渡しでやるという、回収ボックスに自分

で入れるのではなくて、実際に確認する人がいて手渡しでやるのかという、回収するのかということと、あと、小型充電式電池、モバイルバッテリーのほかに、どんなものがあるのかなというのと、例えば、今回は小型ということなので、自転車充電器とか掃除機、ハンディの掃除機の充電器などは対象ではないのかということを確認させてください。

○名取委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 回収につきましては、無人の下の拠点回収みたいところでバンバン放り込まれてしまうと、その衝撃によって発熱・発火するおそれがありますので、そういったことをやっている自治体もあるにはあるんですが、文京区としては、隣で衣類なども回収していて、非常に燃えるものが周辺に多いというようなことから、できる限り安全性に配慮した回収方法ということで、まずは窓口で回収をさせていただいて、その際にJBR Cに回収してもらえるものはこの箱、売却できそうなものはこの箱、できなさそうなものはこの箱ということで、そこで分別も行って、きっちりと保管して、それぞれに引き渡すまでは保管していきたいというふうに思っています。

また、どんなものが回収できるかということなんですけど、先ほど委員が言われたような自転車のバッテリー、これについても、大型にはなるんですけど、回収できます。回収をさせていただきます。あとは、ただ自転車はいいんですけど、オートバイとか、あと車とかのバッテリーはどんなに小型のものであっても回収はしません。あと掃除機につきましても、回収はさせていただくんですけど、ただ掃除機本体が仮に30センチを超えてしまうと、それは粗大ごみになってしまいますので、電池部分だけを取り外して、本体はお返しするというようなことになろうかと思います。

あとは血圧計ですとか、CDというか音楽プレーヤーですね。あと、電気シェーバーとかドライヤー、マッサージ機、電動歯ブラシ、いろいろありますので、取りあえずよく分からないなと思われましたら、御連絡いただいて、御確認の上、お持ちいただければ確かなと思います。今、我々も、まだこれから始まるころなので、手探り状態ですので、どういったものが回収できますというふうに、きっちりとメニューでお示しするのが難しい状況ですので、そういった、どんなものがどういうふうにすれば回収できるかというのも事業者等とも協議しながら、できる限り区民の皆さんの安全の確保ということに資するような取組にしていきたいと考えているところです。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 これまでは千駄木に1件しかそういう回収してくれる店がなくて、しかも協

会加盟の電池しか回収してもらえなかったところ、これからは区において、純正ではない、例えば中国製のものとか、膨らんでいるものもオーケーと書いてあったと思いますので、本当に助かりますので、ぜひ、安全によろしく願いいたします。

○名取委員長 以上で報告事項の9の質疑を終了いたします。

○名取委員長 続きまして、一般質問に入ります。

本日、一般質問をお持ちの方は2名から3問出ております。

それでは、初めに豪一委員。

○豪一委員 まず一つは、私の一般質問の答弁で、ちょっと違和感があったことがあったので、その質問をしたいと思うんですけども。

都市計画審議会、都市計画法が変更されてから、私は、文京区が特別区23区の中で、区内の関係諸団体を取り入れたのが一番遅いと。なぜ2年前、令和5年になってしまったのかという質問をしたのに対して、意図的なのか、どういった意図なのか分からないが、文京区は、もう昭和50年にも、あともう一回ぐらいあるのかな、都市計画審議会の構成員の見直しをしているので、要は遅れているとは思っていませんという答弁をいただいたんだけど、私の質問に対する答弁じゃなくて、私は、審議会の委員を見直しているのは、23区どこでも当たり前で、定期的にやっているんです。団体を入れてないのはなぜですか、何で2年前で一番遅れたんですかという質問に対して、なぜそのような答弁だったのかお伺いします。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 都市計画審議会の委員でございますけれども、これまでの経緯的なところも御答弁申し上げたところでございます。その時々を見直しということを経営でも行っているところでございます。その委員構成の変更するタイミングで、都市計画審議会にお諮りして、また条例改正でございますので、委員会のほうにも御説明しているところでございます。ですので、これまでの委員の構成というのは適切に組んできたものというふうに区としては、認識をしているところでございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 23区は、23区も何回も都市計画審議会の委員は見直ししているんですよ。早い段階で諸団体を入れているんです。ステークホルダーは。だけど、文京区は、官公庁、要は例えば警察庁とか消防署、それと議員と公僕人というカテゴリーでメンバーを変更しているだけで、そのカテゴリーを新たに諸団体とか入れていないという質問をしたんです。

だけれども、真下課長の御答弁だと、要は審議会のメンバーをそのカテゴリーの中で変更しているだけで、都市計画法の改正によって、周りの23区はどんどん関係諸団体とか入れたりして、より、要は面に、地域に根差した団体をしっかり入れて意見を聴くという努力をしているのに、なぜそれをしなかったということなんですよ。それに対しての答弁にはなっていないというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○名取委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 これまで都市計画審議会の委員の構成の遍歴といたしましては、平成12年の法改正に伴って、その段階で、これまでは学識経験者と議員と、あと区の職員ということで構成されていたところ、関係行政機関の職員、また区民という形で追加をしたところがございます。

また、区民という委員の内訳としましても、その後の構成メンバー、委員の変更という形で、公募区民の数をそれ以降増やしてきたりして、その時々に応じて、区民の委員、公募区民の考え方というのは、その時々に変えてきたところではございます。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 その答弁だと、もう私が長年、予算特別委員会とかで質問していたときに、都市計画部の要は議事録に残っている答弁と変わってくるんだけど、前都市計画部長はそれを理解してくれて、おとし、令和5年に関係諸団体を入れてくれたと。私が数字、他区の状況まで説明して、文京区は確かに遅れているということを自覚して、令和5年に入れてくれたという答弁と大分変わってくるんですよ。

今、関係諸団体の職員と言いましたが、それは警察庁とか消防署のことを言っていて、民間の文京区内の団体じゃないですよ。しかも、区内の官公庁の職員なんていうのは、別に特に、要は自分の所管の意見は言うかもしれないけど、まちづくりに対してとかの意見なんて言うはずがないですから。私はその意味でも大事なステークホルダーをずっと入れるべきだというふうに言っていたんですよ。

それが遅れた理由を教えてくれと言ったんだけど、遅れていないと、文京区は間違っていないというふうな認識だということはよく分かりました。そのような認識だったら、私もこれ以上質問しても押し問答になるので結構です。

○名取委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 まず、豪一議員の御質問の中身の御確認といえますか、2000年から24年間遅れたというような御指摘だったので、その際に、委員が御指摘するようなステークホル

ダーの見直しを俎上に上げたかどうかは別といたしまして、その改正の経緯を答弁させていただいたと。その際に、いろいろな考え方があって、前部長のようなことも踏まえて改正してきたという経緯でございますので、決して前部長の考えが変わったというような御認識ではございません。

ただ、24年遅れたということに関して、その間何の見直しも行わなかったということはないと。そういった趣旨で答弁をつくらせていただいたというふうに御理解いただきたく存じます。

○名取委員長 もう1問は。2問。

○豪一委員 分かりました。では次の質問。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 それと、私の一般質問で、先ほどの請願、会派としては不採択したんですけど、どうしても私の一般質問にも入っていたので引っかかるので。平成27年からでしたっけ、不燃化特区、大塚五、六丁目をやっていて、毎年10件ちょっとぐらいとかの、そんなに多いとは言えないけれども、事業としてやっているだけの促進はしているんだなというような事業をやって、ぜひ、それを根津、千駄木にも広げてほしいということは都度言ってきたんですけど。

木密が結構危惧されているような自治体では、2項道路の拡幅に対して独自の助成をしている。文京区が、細街路について、塀だとか、隅切りだとか、測量とかに対して助成をしていますけれども、それは大体どこの区でも、どこの自治体でもやっているんです。ただ、本当に未曾有の災害に備えるならば、防災課と地域整備課とかの横串をしっかりと刺して、情報共有しないといけない。

請願者の文章の内容がよくなかったかもしれないけれど、あそこから私が読み取るのは、私の一般質問はそうだったんですけど、道路台帳のことを言っているんじゃないくて、車がはみ出ていたり、植木が置いてあったり、いろんなことをしている。2項道路なり、1号の5の位置指定もある中で、しっかりと、そういうのが現状が分かっている、防災対策ができていくかというのは行政として大事じゃないかということを言っていると思うんですよ。

ちなみに荒川区なんかは、細街路の拡幅に対して平米3万円だったり、隅切りに対しては6万、隅切りはどこでもやっている。文京区なんかは隅切り20万とか。それは地価なりの助成はしているのでいいんですけど。純粹に拡幅に対しての助成をしているという意味では、台東区も平米2万円とかしているわけですよ。

そういったところで、その対策を、拡幅をする対策をします。それを見える化して文京区もやっていますが、もうちょっと見える化して、今年は2項道路が何メートル広がりまして、文京区内で何メートル広がりましてとか、そういうデータ化は、豊島区なんかにも見えるようにホームページの大きく載せているので、文京区もしているけども、もうちょっとアピールをしたほうがいいのかなというところもございます。

何が言いたいかというと、まず、庁内で横串を刺していただいて、しっかりと重点エリアを決めると。必要性というのが、まず地域整備課としてどう考えているのかということと、実際、防災課との横串というのは刺さっているかという質問ですよね。あと今後、こういう重点地区全部じゃなくてもいいんですけど、重点地区を定めて、独自の、要は狭隘道路、細街路に対しての助成をするというお考えがないのか、お伺いしたいと思います。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 一般質問でも御答弁でも申し上げておりますが、一つ、我々として今非常に検討しなきゃいけないかなと思っているのは、東京都のほうの防災都市づくり推進計画というのがこの不燃化特区等の基になっている計画でございまして、これの見直しを今進めている最中でございます。区としても、この都の見直しに合わせた形で、木密地域、今、委員の言われたように、根津、千駄木地域にもそういった対象となるエリアがございますので、そういった地域の特性に合わせた事業、効果的な取組というのを考えていかなければいけないというふうには考えているところでございます。

その中で、例えば今、御提案いただいた2項道路の拡幅に対して、今、区としては、整備事業費とかを区のほうで負担して、道路として整備するということはやっているんですが、それに加えて何かをやるということも含めて研究はしていきたいというふうに考えております。

それから、防災課さんとの横串ということでございますが、もともと地域危険道等は防災課さんのほうでもホームページ等に載せていただいて、どういったエリアが火災とか地震のときに危険なのかというのは、一緒に周知をしていただいているのかなと思っております。

具体的に現在、不燃化特区でやっている大塚五、六に関しては、今まで割と集中的に不燃化に取り組んできたということで、一定の情報共有等はできているのかと思っておりますが、耐震改修促進事業というのも地域整備課で同時にやっておりまして、そういった取組をやるときには、これまでも防災フェスタとか、町会が中心になった避難所運営訓練ですか、ああいったことを一緒にやることは過去ございました。毎年継続的にやっていない部

分もあるんですが、今年度から少し、特に防災フェスタの中では参加させていただいたりもしています。

なるべくそういったこと、機会を捉えて一緒に地域に入って、木密地域の解消というんですか、解決策というのを探っていくというのは確かに重要なことかなというふうに思っております。

○名取委員長 豪一委員。

○豪一委員 前向きな御検討ありがとうございます。都と一緒にやるのもいいんですけど、文京区独自でやっても、なかなかセットバックするというのは、そんなに年間何百件もあるもんじゃないと思うんで。例えば一つの例で、台東区の平米2万円とか、荒川区なんて平米3万円で計算しても、木密のセットバックは、せいぜい10平米とかですから、せいぜい、1件当たり。大きくて。10平米といたら、1メートルセットバックして、間口10軒といたら結構大きい家ですから、ほとんどの木密というのはもっと小さいから、せいぜい15万から20万ぐらいだと思うんですよ。

それが年10件20件あったって、200万300万の予算ですから、もうちょっと電卓をたたいていただいて、そんなに我々は無理した歳出をお願いするわけじゃないんですけど、未曾有の災害時に区民の命を守ったり、救援活動をしたり、あとは延焼を防ぐための、そういったまちづくりのために、1件当たり、総額にして15万から20万ぐらい、およそ、年間10件20件あったって、200万、300万というのは、都の助成とコラボしなくても、区独自でもできれば御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○名取委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、都と連携してというふうに私も答弁したんですが、もちろん東京都も地域の特性というのを考えてはくれていますので、地域、我々から現場の状況をちゃんと都にも説明して、どういったことが効果的なのかというのは一緒に考えていただいて、区独自のというのは当然考えなきゃいけないかなというふうには考えております。

○名取委員長 それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 最近、大塚にお住まいの方から相談を受けたケースなんですけれども、集合住宅をつくるという説明を受けて着工したにもかかわらず、建物の完成後、ホテル・旅館業の営業をするので説明会を行いますというお知らせをもらって驚いたということで、今問題になっている民泊なのではないかと不安が募るということで、相談対応というか、お話を伺いました。

この件について、共産党の会派で話したところ、今、本駒込や根津など3つのエリアで同様の相談が来ているとのことで、説明会が繰り返されているなどの状況を知りました。大塚のケースでは、建築指導課への用途変更の申請は確認できず、生活衛生課へのホテル・旅館業の営業を行うことに関する届出が出ているとのことで、私も現地を確認したんですけれども、フロントもなさそうで集合住宅にしか見えません。

でも、今はフロントがなくてもホテル・旅館業は営業できるとのことで、相談者の方が心配されているのは、夜中に観光客の方たちがスーツケースをガラガラ引いて大勢の人の出入りがあったり、ごみの処理の問題だったり、管理はどのようになるのかということを知りたいということだったんですけれども、取りあえず説明会に行かない限りは全く分かりません。

区内でこのようなケースが増えているのかどうかということと、区として生活環境を守るために何か規制はできないのかどうか、フロントの人がいない場合の管理はどのようになるのか、また、そうした場合でも、区は、届出を受け取って営業の許可をするわけなんですけれども、それでいいんですかということを確認したくて。今回、生活衛生課の理事者の方はいらっしゃらないので、できる範囲でいいので情報をお伺いします。

○名取委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 旅館に関しましては、旅館業の営業申請に関しては、先ほど委員がおっしゃいましたように、生活衛生課のマスターになって許可の申請をして、それに適合するものが許可されるというところになろうかと思います。

一方、共同住宅からホテルというところになりますと、ホテルは特殊建築物に該当しますので、その用途に供する部分が200平米を超える場合は、用途変更の手続が必要になるというところになりますので、その建築確認の中で、建築基準法での法的構成を確認するということになります。特に共同住宅ですと、共用廊下部分の不加算というところが加入しないというところとか、用途地域の問題もありますので、そこのところも含めて、建築基準法ではそこのところを確認するということでございます。

○名取委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 状況、確認の手続などは分かりましたけれども、集合住宅として建築確認を出しているのにもかかわらず、フロントがないホテルに変わったりとか……。

(「勝手に変えられるの」と言う人あり)

○小林副委員長 改修後、ホテルが1階の4部屋だけで、あとは民泊するなどの対応で認可を受けていたりとかするのは、規制緩和の隙間をかいくぐって営業しようとしているイメージ

しかないんですけれども、ぜひ喫緊の課題として捉え、規制をするなり、何か住宅環境、生活環境を守るための何らかの手だては必要かと思しますので、ぜひ、そのところは検討をしていただきたいのと、こうした個別の相談が舞い込んだ際には、また、いろいろ教えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○名取委員長 答えられないよね。

それでは、以上で一般質問を終了させていただきます。

○名取委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告について、文案の作成については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○名取委員長 続きまして、令和7年5月の閉会期間中における継続調査について、こちらは議長に申入れすることといたします。

○名取委員長 以上で建設委員会を閉会させていただきます。皆さん、御熱心な議論ありがとうございました。

午後 4時10分 閉会